

# 全国青税連

## 全国青年税理士連盟

連盟本部

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

電話 03(354)4162

発行人 会長 稲葉 恭治

編集人 広報部長 益子 良一

総会  
特集号

### 神戸大会成功裡に終わる！ 新会長に稲葉恭治会員を選出

## 第15回全国青年税理士連盟〈神戸大会〉



#### 〈主な目次〉

「税務行政上の適正手続」…17～20

- 第15回定時代議員総会報告……………2～3
- 会長あいさつ……………4～5
- 新部長のあいさつ……………4～7
- 分科会報告……………8～20
- 〈第一分科会〉
- (その1) 岐路に立つ申告納税制度……………8～9
- (その2) 交際費課税の体系……………9～11
- 〈第二分科会〉
- (その1) 収用に係る節税対策……………11～13
- (その2) 「事業専従者への退職金支給の一考察」……………13～15
- (その3) 「同族会社の株式の評価」…15～17
- 〈第三分科会〉
- 「あるべき申告納税制度の姿をもとめて」…20～22
- '82全青税神戸大会だより……………22
- 神戸大会参加記念特集……………23～24
- ▷洋上懇親大パーティー参加記……………23
- ▷家族ツアー参加記……………23
- ▷チビッツ感想文……………24
- 単位会紹介(神奈川青年税理士クラブ) 24～26
- 単位会近況報告……………26～29
- 会員のひろば……………29～30
- ▷東京青税——福重利夫……………29
- ▷神奈川青税——岩淵 守……………30
- 神戸大会スナップ集……………31～32
- 編集後記……………32

# 第15回定時代議員総会報告

——全議案満場一致の賛成により可決承認される——

全国青年税理士連盟第15回定時代議員総会は、昭和57年7月25日午後3時15分より兵庫県神戸市の神戸ポートアイランド国際会議場で、司会東京青税の菅谷繁君、大阪青税の辻田重忠君の両君により開会された。



総会風景

亀田誠二副会長の開会のことば、そして渡辺矩行会長より会長あいさつのあと、和歌山青色取消訴訟に対し渡辺会長より岡八重子会員に、カンパ目録が引渡され、これに対し岡会員より最後まで頑張りをめく旨の決意表明がなされた。

続いて議長団に大阪青税の大谷吉夫君、名古屋青税の成田稔君、岩手青税の中野利夫君の三君が



和歌山青色取消訴訟支援へ向けて渡辺会長よりカンパ目録引き渡し選出された。

議長団の自己紹介とあいさつがあり、議長の大谷吉夫君より総会が有効に成立されていることの宣言があり、またこの総会の議決が規約12条により出席代議員の過半数をもって議決される旨の説明があわせあった。

議事録署名人には、東京青税の岡本昭夫君と大阪青税の花房武正君が指名され議事に入った。

議長より総会議案中第一号議案、第二号議案を

一括審議したい旨の提案がなされ、総会はこれを異議なく承認し、第一号議案（事業報告）の説明を西川進総務部長、第二号議案（決算報告）の説明を小沢岳彦経理部長、監査報告を吉岡正彦君の代理として埼玉青税の本田和蔵君が報告した。

議長はその可否を総会に諮ったところ、満場一致の賛成により可決された。

ここで議事を中断し、ご来賓全員の紹介と、参議院議員日本社会党稲山篤先生、衆議院議員日本社会党河上民雄先生、衆議院議員日本共産党浦井洋先生のお三方の先生よりご祝辞をいただいた。

続いて再度議事に入り、議長より総会議案中第三号議案、第四号議案を一括審議したき旨の提案がなされ、総会はこれを異議なく承認し、第三号議案（事業計画）の提案説明を西川総務部長、第四号議案（予算案）の提案説明を小沢経理部長がそれぞれしたあと、議長は総会にその審議を諮った。

代議員より、朝日新聞（57. 6. 29）の掲載記事の内容（「税理士の『脱税共犯許さぬ』」）についてどのように対処するのか会長の意見を聞きたい旨の発言があり、また大阪の枚方で税理士が逮捕されたが、監督権の強化に対して本会に対しなんらかの対処してもらいたい旨の発言もあわせてあった。

渡辺会長は、このような動きに対しては税理士制度の発展・強化の立場から毅然としてこれに対処していきたい旨の答弁があり、なお具体的には次期執行部で検討されるようお願いするとした答弁があわせてなされた。



新旧会長のかたい握手

議長は、第三号議案、第四号議案についてその可否を総会に諮ったところ、満場一致の賛成により可決された。

第五号議案（役員選任）については、石亀邦俊会長等推薦審議委員会委員長より審議の経過の詳細なる説明がなされ、次期会長に神奈川青年税理士クラブの稲葉恭治君を推薦したい旨の報告とともに推薦したい新執行部役員の名をあげ総会に諮った。

代議員より、異議なしの発言があり、なお議長はその可否を総会に諮ったところ、満場一致の賛成により新執行部が誕生した。

第六号議案（大会宣言）は刈谷西尾青税の神谷国敏君によって朗読提案され、満場一致をもって大会宣言を全国青年税理士連盟第15回定時代議員総会の名において可決した。

これにより全議案の審議が終了し、拍手のなか



新会長稲葉恭治君とそれを支える新執行部

議長団降壇。

続いて新旧会長が登壇し握手によって引継ぎがなされ、新会長の稲葉恭治君より「申告納税制度の絶対の維持と、大型間接税導入阻止のため積極的に、この一年間頑張るべく」との内容の決意表明があり、新副会長、部長の紹介がされた。

再度ご来賓の先生方からご祝辞をいただいた。

ご来賓の先生方は、神戸市長代理神戸市収入役安好匠先生、衆議院議員日本社会党上井たか子先生、衆議院議員自由民主党石井一先生代理、衆議院議員自由民主党砂川重民先生代理、東京税理士会会長代理副会長服部徹義先生、日本大学法学部教授北野弘久先生、全国婦人税理士連盟西日本支部支部長員原富美子先生の各氏。



来賓の諸先生方

祝電も多数の先生方よりいただいた。

最後に加藤優副会長の閉会の辞で総会は終了した。

## 大 会 宣 言

全国青年税理士連盟は第15回定時代議員総会の名において、次の通り宣言する。

1. 国民のための税理士制度の確立をめざし、「税理士法改正に関する基本要綱」の理念にそって新たな税理士法改正運動を展開しよう。
1. 納税者の自主申告権を守る申告納税制度を維持発展させよう。
1. 国民生活および中小企業者を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底からゆるがす新大型間接税の創設を阻止しよう。
1. 大小会社区分、最低資本金制度導入など中小企業の切捨てとなる商法改悪に断固反対しよう。
1. 納税者の権利を守り、税理士の地位を高める訴訟を全面的に支援しよう。
1. 権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りを糾弾しよう。
1. 日税連の会務運営を民主化させるため、会則並びに機構を改革させよう。

以上の目的を達成するため、われわれ全国青年税理士連盟は、さらに活発な日常活動を行い組織を拡大し強化しよう。

昭和57年7月25日

全国青年税理士連盟 神戸大会



会長 あいさつ

## 「申告納税制度」の絶対の維持と大型間接税 導入阻止のため積極的にがんばろう！

全国青年税理士連盟 会長 稲葉 恭治

第15回定時代議員総会において、会長に選任されました神奈川青年税理士クラブの稲葉恭治でございます。

全青税が結成され、はや15年、歴代の会長は悉く東京青税からの選出であり、東京青税以外からの会長は、私が最初であります。これは、ここ数年来、東京にこだわらず広く全国から会長を出していこう、という事もあり、その試みとして私が選出されたと理解し、非力をかえりみずおひきうけいたすことといたしました。この試みが成功いたしますよう、全国の会員の皆様の絶大なる御協力と御指導を心よりお願い申し上げます。

さて、現在私共税理士をとりまく環境は大変きびしいものであります。解決していかねばならない問題も山積しております。

その中でも、火急にとりくまねばならない問題いや、すぐにでも行動を起こさねばならない問題は、申告納税制度の問題であります。

周知のとおり、大蔵当局は、報道機関をとおして、トーゴーサンピン、あるいは、クロヨン等の造語を用い、税の執行面での不公平を過大に国民にプロパガンダしてまいりました。これは、真の税制上の不公平、あるいは税の用途に対する国民の批判を封じ込めようとするものであります。

政府税調は、大蔵省申告納税制度研究会の答申を受け、また、第二次臨時行政調査会第一部会の税制に関する第二次報告をバックに、現在申告納税制度の見直し作業を進めております。その方向は、記帳義務の法制化、推計課税適用範囲の拡大、立証責任の転換、税務調査の権限強化等であります。これらは申告納税制度の根幹にかかわる問題であり、同時に、税理士制度の本質にもかかわる問題であります。国民主権主義の税法的表現である申告納税制度を維持発展させ、国民のための税理士制度を確立させるためにも、行政改革による増税なき財政再建を投げ出し、歳入にのみ着目し

た結果の国庫主義的、国家権力的発想より生じた申告納税制度の変革を阻止せねばなりません。

日税連織本会長は、「税と経営」(昭和57年8月11日第786号)でインタビューに「記帳義務の法制化はすでに税制審議会に諮問し答申を得ている。申告納税制度は、記帳が前提となっているので基本的には問題はない。」「罰則規定は設けるべきではない。その代わりに嚴重な推計課税はやむを得ないのではないか。」と答えております。一見妥当なようにみえますが、大変危険な方向であるといわねばなりません。何故なら、罰則規定を設けるべきではないとしながら、記帳義務違反に対する推計課税を容認しているからであります。申告納税制度とは実額計算が原則であり、例外中の例外として推計課税が許されるのであります。大蔵省は、その記帳で所得が算定し難いときに推計課税が出来ることとしたのであり、さらには、立証責任を納税者に転換しようとしているのであります。

このことは、全ての納税者に対して推計課税が可能となり、推計課税が原則ともなりかねないのであります。ここで、推計課税の適用範囲の無制限拡大を許す記帳義務の法制化に賛成することは、申告納税制度の実質上の崩壊に手を貸すこととはならないでまいりましょうか。

日税連会長たる織本氏が、個人の見解とはいえども、記帳義務の法制化に賛成を表明したことは大問題であります。その責任を追求していかねばなりません。

また、大蔵省の進める申告納税制度の見直しの真の狙いが奈辺にあるのかを見過ごしてはなりません。7月6日の日本経済新聞も指摘しており、その狙いは、大型間接税を昭和59年以降に導入するための地ならしであることは明らかであります。私共全青税は、ヨーロッパにおける付加価値税、以前大蔵省のめざした一般消費税等大型間接税に関しては多年の研究の結果、大型間接税

こそ不公平税制そのものである、との結論を得て  
 おります。大型間接税の導入を許さないためにも、  
 大型間接税導入の布石となる大蔵省の見直しをこ  
 こでストップさせねばなりません。申告納税制度  
 を見直すのであれば、現在欠落している税務行政

上の適正手続の法制化こそが国民よりの要請では  
 ないでしょうか。また、国民主権主義の税法的表  
 現たる申告納税制度を本物にするためには、サラ  
 リーマンに自主申告権を与えることこそが要請さ  
 れているといえましょう。

新部長のあいさつ



青年らしく自から考え  
 行動する青税  
 をめざして

総務部長 齊藤克彦



研究こそ青年税理士  
 の宝、向学心こそ職  
 務拡大の基礎!

研究部長 篠田格

このたびの第15回定時代議員総会において、総  
 務部長の大役をおおせつかり、その責任の重さを  
 痛感しております。

昨今の税理上をめぐる環境は日々厳しくなろう  
 としております。そこにおける問題は単に業界の  
 それというよりも、われわれの職業的基盤である  
 中小企業そしてまた国民サイドからみても重大な  
 内容が提起されています。

そういった一つが、「財政再建」の名のもとに  
 「不公平税制の是正」をすゝめとする「申告納税  
 制度の見直し」であり、さらには最近のマスコミ  
 の報道でも明らかなように「チェックシートの導  
 入」、「信頼できる税理士、悪質税理士の選別」で  
 あります。

この真のねらいは、「財政再建」といった機会  
 をとらえて、納税者の権利をおさえこもうとする  
 動きであり、税理上を税務署の下請にしようとする  
 ものであります。

そして、大型間接税導入のための布石であると  
 いえます。

こういった厳しい環境にあるいまこそ、青税は  
 納税者さらには国民の立場に立った税理士制度の  
 発展強化のために、青年らしく自から考え、行動  
 することが必要なのではないのでしょうか。

またそれが税理士会の内外から強く望まれてい  
 ると確信しております。

総務部は、以上の認識の上に立って青税の会務  
 の運営にあたりたいと考えております。

これらは、各単位青税をはじめ会員の皆様方の  
 協力があってなしえるのであって、よろしくご協  
 力のほどをお願いいたします。

全青税神戸大会にて、稲葉新会長と並んで研究  
 部長として私が会場に紹介され、多大な拍手を受  
 けた時、私は部長としての職責を、できるだけ努  
 力をもって奉ずることを心に誓った。

税法は、経済活動が複雑になり、実務よりの要  
 望により、その時々法の改正が行われている。最  
 近の改正を見ると法施行の時期が、それぞれの改  
 正項目ごとについて異なることがある。うっかり  
 すると改正項目に対するミスをするようなことが  
 ある。これは、税の専門家として恥かしいことだ  
 である。

税の専門家として、恥かしくない研修を行いつ  
 つ、税の抱えている諸問題にも勉強していかなく  
 ては、税理士の仕事が成り立たないと思います。

秋のシンポジウムは、千葉で開催される旨、  
 橋本前研究部長より引き継ぎを受けたものの、何  
 のテーマで行うか悩んでいる状態です。

会員の皆様、日頃の実務問題、税制のあり方等  
 の制度問題、等々について、研究すべき課題は、  
 数多くありますので、是非共に研究しようでは、  
 ありませんか。

研修こそ、青年税理士の宝であり、向学心によ  
 ってこそ、事務所拡大の基礎ともなるものと信じ  
 ます。

なお、秋季シンポジウムは、11月14日(日)、「千  
 葉」で開催される予定です。

追って、発表の依頼、参加の依頼が全青税より  
 発送されると存じますが、是非、秋季シンポジウ  
 ムに参加されますようお願い致します。



### 真に納税者のための 税理士制度の確立を！

法対策部長 西 川 進

「私たち青年税理士は、相互の親睦と研鑽を重ねながら、納税者の権利を守り、税理士制度が真に国民のための制度として発展していくことを目的とし、日々、あらゆる活動を行っております」は、神戸新聞7月24日号朝刊に、全青税・大青税が意見広告した内容の一部だが、全国の青税の会員の一致するところである。しかし、真に国民のためという表現の奥は深く、解釈が若干分かれるところである。私は、青税がまとめた資料を国会議員、政党、政府税調、第二臨調、法人会、不公平な税制を正する会等税に関係する団体、学者、文化人、民主団体などに広く配布し、青税の考え方を説明することが、国民から信頼されることになると考えている。私たちが私たちの考えている税理士制度や税制を訴えていく反対給付として、相手方から要求が出てくる。これを今まで全青税は、全部ことわってきた。私は、法対部長就任を期に、新しい運動を起こす上からも、相手方の要求も前向きに対処していきたい。

さて本年度の法対策部は、前年度に作った「日本税理士会連合会の機構改革に関する要望書」・「申告納税制度見直し論に反論する」・「税務行政上の適正手続（シンポジウム）」を発展させたい。そして神戸大会で全員一致で確認した大会宣言①新たな税理士法改正運動の展開②申告納税制度の維持発展③新大型間接税の創設阻止④商法改悪反対⑤税理士訴訟の支援⑥国税幹部職員の天下り糾弾⑦日税連の会務運営民主化、に基づき活動をしていく。

法対策部の活動は、激動する税理士業界において、スケジュール消化する以外にも数多くの問題が発生する。これもひとつひとつ青税の基本思想「真に納税者のための税理士制度の確立」に照らし適切に対処していきたい。

最後に、全青税法対部は、組織的にはゆるやかな単位青税の連合体なので、重要事案が生じた場合は、全青税理事会で揉むことは当然とし、平易

な事案も、単位青税の意見を聞きたいと思います。幸い、副部長、理事に、全国から精鋭が集まりました。一年間よろしく願います。



### 手探り状態で がんばります

厚生部長 盛 田 進

第15回定時代議員総会は、神戸ポートアイランド国際会議場から「あかつき」船上へと、盛大、且つ、成功裡にその幕を閉じた。そして、大会旗は、次回開催地である名古屋へと引き継がれた。

それと同時に、全青税厚生部長の席が、久々に名古屋へと回ってきたのである。

「名古屋大会があるので、厚生部長は名古屋だそうです。どうせ、名古屋大会をお委せするのだから、厚生部長は兼任で…」名古屋会長より言われ、「そうですか。」と引き受けたものの、広報部から、原稿の依頼を受け、「しまった。」厚生部活動はまったくの無知。

“家族を含めた会員相互の親睦と融和、そして連帯から、参加意識による組織力の高揚。”

と、言葉はわかっている心積りだが……。

つまる処、

1. 秋季シンポジウム後の懇親会の設営
  2. 代議員総会における厚生活動
- と、他人は気軽にいう。

手探り状態だが、頑張るしかない。よろしくお願い致します。

追記

というわけで、来年は名古屋です。御存知の通り、名古屋は日本の中心に位置します。いうなれば「ヘソ」。古来、京文化の東端として、又、江戸時代は、東西文化の、特に芸能の交流地として、「芸どころ」といわれる反面、独自性の薄い、「文化不毛の地」でもあります。第二次大戦以後充実した都市計画のもと、青年都市を目指しつつ、いまだに偉大なる田舎を自認する名古屋。そこに日本の原点を見る気がします。

白い街、名古屋。オリンピックもこない街、名古屋。しかし、この上なく愛しい街、名古屋。

全国の会員の皆さん。来年はどうぞ、こんな名

古屋へ、たあんと、いりゃあせえもノ。(大勢来て下さい。)



### 財政基盤の充実に

#### ご協力を!

経理部長 岡本 昭夫

去る7月25日、神戸大会代議員総会に於て、経理部長を仰せ付かり、8月9日事務局にて、前経理部長より事務引継ぎを受け、いよいよ1年のお役についたわけではありますが、小林孝治君、そして小沢岳彦君と、財政基盤の確立に努力されて来た、諸先輩の後任として、はたしてこの大役が勤まるのか、今もってにはなはだ心もとない毎日で御座居ます。

事務引継ぎの折、小沢先輩より手間のかかる顧問先が1件増えたと思えば良い、と云われましたが、たしかに単純明瞭とはいかない事、と同時に、しっかりフンドシを締め直さなければならない事など、あらためて認識させられました。又私自身、全国青税の理事としての経験も浅く、東京を離れると友人知己も少なく、皆様の絶大なる御支援助、御協力を賜わり、為にまず「和」をもって臨みたいと存じます。各単位会の皆様、ならびに経理部員の皆様、宣しく御指導のほどを。

ところで稲葉新会長は、情熱と実行力の人として、広く知られておりますが、その行動の結果としての、大なる法定果実を得るためには、やはり、財政面の裏付けを、切り離すことは出来ません、ましてや現在、我々税理士を取り巻く環境は、四面楚歌とも云える重大事が、怒涛の様に聞えてまいります。全国の青年税理士が、英知を結集して行動しなければならぬ時が、かならず近い将来やって来ます。その日の為にも、より一層の財政基盤の充実が望まれます。

さて本年度の、経理部の事業内容としましては、先輩の諸施策を継承すると同時に、支出面において、かなりの努力が必要と痛感いたします。具体的には、さる代議員総会において、事務局移転にともなう、縮少予算が承認されており、支出面での一層の合理化を押し進めなければならないと思っております。ただし事業計画にもとづく、諸施策、方

針につきましては、積極的に推進し、協力して行く所存であります。以上宜しくお願い申し上げます。



### より充実した「会報」 とするために積極的 なご協力を!

広報部長 益子 良一

第15回定時化議員総会で、再び広報部長に選任されました。

大型間接税導入の布石として、申告納税制度の見直しが叫ばれている今日、私たち税理士業界を取巻く環境は、日に日に厳しさを増してきております。

このような状況の中にあつて広報のもつ役割は制度問題をはじめとして現在問題となっている事柄についての的確に全員へ知らしめていく、そしてその問題について私たち青年税理士の主張を他の税理士ひいては国民へ訴えていくという大きな使命をもっているといえます。

広報のもつ側面はそれだけではありません。広報は、会員の声をまた単位会の近況をできうるかぎり掲載していく必要があります。全青税の広報は、各単位会及び会員の主体的な参加によって造られるものです。研究成果の発表、随筆、その時々々の問題に対する考え方なんでも結構です。

積極的な投稿をお待ちしております。

広報の発行については、頁数を少なくして数多く出す考え方と、一回の頁数を多くすることによって季刊で出す考え方とふたとおりの考え方があると思われまふ。

現在、全国青税では雑誌を発刊しておりません。そこで雑誌にかわるものとして、この広報をできるだけボリュームのあるものにして発行していきたいと考えております。

みなさんのところへ原稿依頼がいきまふ折には協力方よろしくお願ひいたします。

#### 原稿募集!!

横書きで一行22字です。原稿用紙は全青税事務局又は広報部長の益子良一まで御請求下さい。送り先は、横浜市神奈川区台町7-2 ハイッ横浜 205号 益子良一宛 TEL045(314)5081(代)

## 分 科 会 報 告

## ■ 第一分科会わが国の租税制度 ■

〈その1〉

## 岐路に立つ申告納税制度

名古屋青年税理士連盟研究部

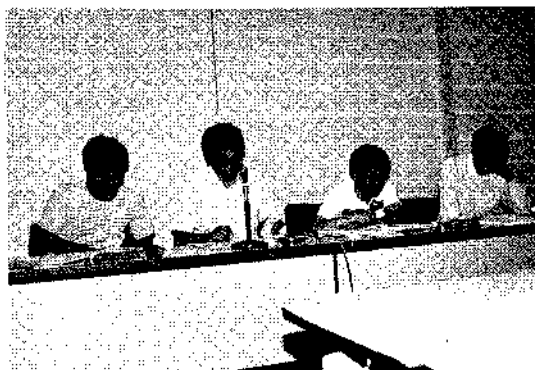
財政再建の一助として打ち出された申告納税制度の見直しは、非常に多くの疑問点を含んでいる。

そこで我々は、申告納税制度の原点に立ち返って、この問題を検討してみた。

## I 納税制度の歴史的沿革

税理士制度の発祥である税務代理士法は、昭和17年第79帝国議会で戦時立法として成立している。

これは、戦時下における財政需要の増加に対応して、円滑な税務行政の運用をはかるための手段として日の目をみたのである。加えて昭和18年の



納税施設法の施行並びに翌年の日本税務協会の設立が、税務代理士法とあわせて、いわゆるトイカ体制と呼ばれる徴税体制強化の役割を果たしている。一方、昭和20年には、実質的に課税資料の提出と税額の即時納付を要求した、申告前納制度が設けられている。そんな動きの中で、昭和22年には、直税三法に申告納税制度の導入が図られている。そして昭和37年、国税通則法の第16条において、「申告納税方式をもって、納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とする」として、一応の申告納税制度の確立がなされたものと考えられる。ただ、通則法の草案では、

実質課税の拡張解釈、消滅時効の中断、記帳義務の強制、質問検査権の拡大などが意図されており、今日の見直し論の温床が感じられる。この様な経過に鑑み、真の申告納税制度の定着、発展のため我々は、「税理士法改正に関する基本要綱」の精神を大切にしたいと思う。すなわち、「税理士制度が真に納税者の要請に応えとともに民主的な税務行政の円滑、適正な実現に資するためには、税理士の権利の保障、税理士倫理と責任の明確化、税理士会の自主権など税理士法を抜本的に改正し、税理士の社会的地位の向上を図り、国民のための税理士制度として早急に確立されることが必要である。」

## II 申告納税制度の現状と問題点

申告納税制度は、納税者が「自らの所得を自らの計算により、自ら申告し自ら納付する。」といういわゆるセルフアセスメントを基調として、極めて民主的な制度となっている。この制度が適正に運営される条件としては、次の三つがあげられる。まず納税者に正しい記帳をする慣習があること、第二に納税者が納税に協力する意志を持つこと、第三に金持ちが自分に不利な税制を作ることに反対しないことである。そこででてくるのが、今回の記帳義務の法制化という問題である。すなわち、記帳能力のない者から自主申告権を奪い取り、また不備な者に対しても推計課税を導入しようとする姿勢である。記帳水準の向上をはかり、申告納税制度の普及を目指すべき立場にあるものが、安易な徴税方法の確立をもくろむことは、民主主義の原点を忘れた行動としか言えないものがある。さて、大島サラリーマン訴訟は、給与所得控除制度の合理性を問うものである。結論から言えば、相対的に給与所得控除額が、課税当局の見解の様に、実額による必要経費を上まわっているというのであれば、サラリーマンに申告納税の選択権を認めればよいのであって、事務的な非能率を盾に取って、一方的に申告納税制度の枠外に迫りやることは感心できない。最後に所得の捕そく



率の問題であるが、現在のマスコミへの当局の資料提出には少々疑問が残る。それは、意図的にセンセーショナルな事例のみを選び出して提供している節があるからである。これは統計資料によるマクロ的分析をすれば明らかな様に、その実態を無視して、統計数字のマジックを利用した税制改正への世論の確立をねらったものと言えよう。この様な動きに対し、我々は冷静な目をもって、正しい申告納税制度の確立のための、租税意識及び自治意識の喚起高揚をうながす働きをしなければならないと考える。

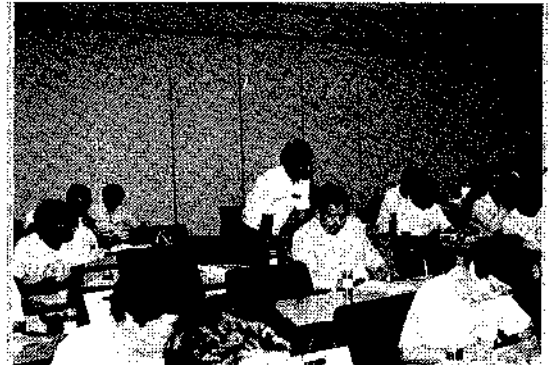
### Ⅲ 財政再建論議に関する問題点

財政再建は確かに必要である。それでは、増税なき財政再建は可能であろうか。それは不可能である。大巾な要調整額があり、計画通りに事が運んでも、昭和60年には国債残高が百兆円を超えるからである。加えて、旧来からの前年度実績主義が見直されないうえ、増税に頼らざるをえない財政動向からは脱却できないのである。アダムスミスは国富論で次の様に述べている。「かつて国が累積した国債を完全に償却したことはただの一度もない。破産が公然と行なわれたこともあるが、そうでない時も、外観上そうでなく見えただけである。」と。

### Ⅳ 申告納税制度の形骸化と新たな賦課課税制度の導入

課税当局の動きの中で、二つの大きな問題がある。一つは「収入申告制度」の導入であり、もう一つは「記帳の義務化」である。政府が税制調査会に諮問を怠いだ理由は何かであろうか。答は明ら

かに、近い将来に導入を考えている大型間接税の導入の下地づくりなのである。事業所得についての申告納税制度は、戦前の「賦課課税方式」にかわるものとして、戦後のシャブ勧告により導入された。これは憲法30条の納税の義務と裏腹の関係で、主権者である納税者が、自ら所得を計算して自分で申告をするという、いわば申告権とでもいうべき権利とすることができる。これは国税通則法15条でも明らかであり、申告納税制度が租税法主義、現行憲法下での納税者の基本的権利とすることができるのである。記帳義務自体を、課



税当局側から「罰則」をもって、強制することが、申告納税制度に合致しているといえるだろうか。

また、税務当局により推計課税ができ、裁判等での举证責任を納税者に負わせる収入申告課税が許されてよいのだろうか。

以上のような財政再建論議の中で、納税環境の整備を着々と進めつつある税務当局に対し、不公平税制の是正実現のための運動と一体となって、申告納税制度を守り発展させる努力が今我々に強く求められているといえよう。とにかく、今何をなすべきかを考え、早急に事態に対処する姿勢が必要とせられている時なのである。

## 〈その2〉

# 交際費課税の体系

岡田 吉和 (京都)

我が国租税制度の内では交際費課税制度について大阪合同青税の早川嘉美君が発表を行なった。

発表者は交際費課税制度創設の趣旨、その実態と変遷、諸外国の実態について研究を行なった結

果、現行我が国交際費課税制度はその創設時の趣旨とは懸離れ別個の徴税手段の一税制となってしまう現情の税務行政を鋭く批判した。次にその要点を報告します。

## I 交際費課税創設の趣旨

### (1) 創設の背景

企業の支出する交際費は事業遂行上必要な費用であるから当然税制上も損金とされるべきであるが、戦後交際費が激増し、このため企業経営の健

全性が阻害されている。そこで昭和29年税制改正において「企業資本の蓄積をはかるため冗費濫費の抑制」を目的として交際費課税が行なわれるようになった。

### (2) 所得税法に同様の制度がない理由

個人企業の場合でもその事業遂行上当然交際費の支出は必要であり交際費支出が行なわれているが、個人支出の交際費については、法人のように通常冗費や濫費の支出が行なわれると考えられないとして交際費課税の適用を除外している。

### (3) 交際費課税のもう一つの考え方

交際費の相当部分は営業上の必要性により支出されるものであり、その全てを冗費、濫費とすることは不相当であるが、一方で役員報酬及び従業員給与が旅費及び交際費等の形で支給される傾向にあること及び私的関係者に対し会社経費で接待したり、事業関係者であっても事業に必要な程度をこえて接待する傾向にあることも事実である。このため交際費中には個人の所得として総合課税されるべき部分が存在するのであるが、これ等を個人所得として課税することは困難である。したがって、その一定部分を法人税として徴収していると考えるがある。(昭和39年税制調査会)

## Ⅱ 我が国交際課税の実態

### (1) 税制上の交際費とその取扱い

(イ) 使途不明費について (法基通9-7-20)

(ロ) 税制上交際費の範囲 (措法62④、措令38の2)

(ハ) 交際費類似費用の取扱い(措法通達62①以降)

以上のような法令、通達において我が国税制上の交際費について定義し、類似費用の取り扱いが定められている。しかし、これ等規定の範囲内に入る交際費であっても現行税制は資本金1千万円以下の法人について年額400万円という定額控除を超える部分は全額損金不算入としている。

### (2) 交際費課税制度の沿革

1. 昭和29年創設時、適用対象法人は期末資本金500万円以上で損金不算入額は{支出交際費－(基準年度の交際費× $\frac{\text{当期の月数}}{12}$ ×70%)}× $\frac{1}{2}$ となっていた。それが、

2. 昭和57年度の改悪で、適用対象法人は全法人となり、損金不算入額も原則全額損金不算とした。但し多少中小企業に遠慮して資本金1千万円以下の法人は年額400万円、資本金1千万円超

5千万円以下の法人については年額300万円という定額控除を設けた。

## Ⅲ 諸外国の交際費課税の実態

次にアメリカ、西ドイツ、フランス、イギリスにおける交際費課税について、その経緯・現状について報告が行なわれたが、これらの先進諸国を始めインド、韓国を始め他の中後進国においても企業が支出した交際費について全額無条件で必要経費としては認めていないのが実情である。

ここでは諸外国の内アメリカについてのみ報告します。



### アメリカの交際費課税の経緯と現状

アメリカ合衆国の所得税では法162条において「通常かつ必要な支出」は損金算入を原則としている。しかし、1962年ケネディ大統領教書により税制を改正して、第274条の規定を設け「接待にかかわる経費については、実際に當む事業もしくは営業に直接関連するかまたは直接付随する経費を除き控除を否認する」として現行に致っている。又所得税法274条(d)において次の事項について適当な記録または充分な証拠によって立証されなければこれを否認するとなっている。①金額②日時・場所③業務目的④相手方の業務関連性。したがって交際費支出のあった都度、証ひょう書類をそえて、その内容等の記録を残しておく必要がある。秘密内容の交際費については別途に記録しておき税務調査担当官の要求に応じ呈示しうるようにしておけばよいとされている。

## Ⅳ 交際費課税の問題点

今まで交際費課税創設時の趣旨、アメリカ等先進国の交際費課税実態等の研究の結果、次のような我が国現行交際費課税に対する問題点が提起され

た。

(1)創設以来27年を経過した現在ではこの制度を根本的に見直す必要がある。

(2)期限到来前の各年度に行なって来た税制調査会の内容を検討して見ると同会は租税収入の確保のため、あるいは税率引き上げによる増税を回避する手段として安易に継続を計って来たと思われる。この税制創設の趣旨から見て効果のない租税特別措置法は廃止すべきである。

(3)所得税においてはこのような税制がない点から見て、現行税制が継続されるとしても法人税についても個人事業者が支出する程度の交際費については課税の対象外とすべきである。

(4)中小企業においては大企業のように交際費支出をしたと同程度の効果が期待される代替企業活動手段がとりにくい者に対しても大企業とほぼ同一条件で課税されることは創設時の趣旨に逆行する。

(5)現行税制においては利益の希薄な企業や赤字企業に対しても課税されることになるがこれが正しい税制と言えるか。



(6)現行税制は定額控除まで廃止したが、我が国の慣行上虚礼廃止が可能なものかどうか。

以上のような問題点を提起した上で、発表者は本来の趣旨と関係なく一人歩きし始めた現行交際費課税につき、原点に戻り客観的事実によって合理的に損金性の是非を問いただし、先進諸国と比肩出来る交際費課税の取り扱いを望んで発表を終えた。

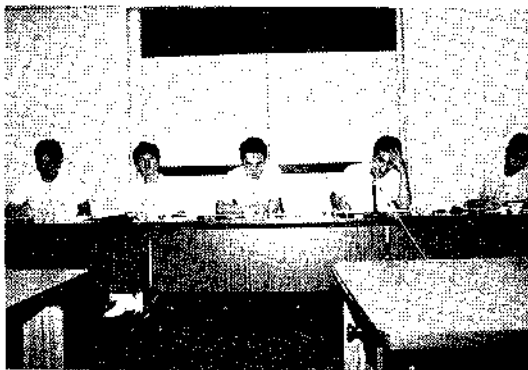
鋭く現行交際費課税制度の不合理性等について批判がなされ、出席者も多く(約50名)熱心にメモしておられた。しかし、時間の都合上会場において質疑応答が行なわれなかったことは残念であった。

## ■ 第二分科会 税法をめぐる実務問題 ■

〈その1〉

### 収用に係る節税対策

岡山青年税理士クラブ 山邊 誠



近年岡山地区では、瀬戸大橋架橋をはじめとして、新岡山空港の移転等今後収用事例が身近に起ることが予想される。この現状をふまえ研究報告

がなされた。なお前提条件として問題の多い農地を国土利用計画法、都市計画法、農地法とからみあわせてとりあげている。

#### I 収用を考慮して収用前一部贈与または低額譲渡は合法か否か

##### (1)贈与または低額譲渡等の合法性

一般に契約自由の原則により公序良俗に反する内容でない限り契約はどんな内容であっても合法であるが、各種特別法により制限される場合がある。一番問題となるのは農地法である。農地法の規制のうち第3条・第5条の許可を持って所有権移転登記をするという通常法律行為を前提とすれば、第3条許可の場合、農地法第3条②四で公団などに買収されることが決っている土地を権利移動することは違法の疑いがある。そこで具体的には、受贈者または買主である分権取得者が第三者(起業家)に転売したときの所有権移転登記の手続は中間省略登記による特約を付し、受贈者ま

たは買主が、土地所有権を取得したことを贈与者または売主が確認する公正証書による贈与(売買)契約を締結し、仮登記の手続をとるのである。なんとすれば、農地法によれば、収用による農地または採草放牧地の権利移動は許可を要しないことになっているからである。

**(2)措置法の拡散適用が適法に受けられるかどうかの問題**

農地法第3条・第5条に基づく知事等の許可は、補充行為でありそれ自身で農地所有権移転の効果を発生させることはできない。一方税法上は実質所得者課税であるから贈与または売買の実体を備えているならば受贈者(低額譲受者を含む)に贈与税の納税義務が生じる(譲渡者に所得税の納税義務が生じる)ことになる。

**II 実務処理の諸手続および関連法規**

**(1)農地法関係**

市街化区域及び市街化調整区域内農地の権利移動が転用目的でない場合は農業委員会(例外知事)の許可が必要であり、市街化区域内農地の権利移動が転用目的のある場合にはあらかじめ知事に届け出なければならない。

市街化調整区域内の農地の転用については許可されないのが原則になっているが、農地法第3条1項6号および同法第5条1項2号により権利を取得する場合には許可を要しないこととされている。

**(2)登記手続**

農地について売買契約(贈与契約)があった時に都道府県知事の許可という法定要件を満たすため停止条件付所有権移転の仮登記をする。登記原因としては、停止条件付移転の発生原因たる法律行為を記載し日付はその成立の日とする。その後仮登記を抹消し中間省略による一般の所有権移転の本登記を行なう。

**III 収用後の土地評価額の高騰による被収用者以外の相続税対策**

道路用地等として収用された場合それら道路用地等の近傍類似土地の上昇率は著しいといえる。そこで次の相続税対策が考えられる。

**1 生前贈与**

評価額が低いうちにたとえ贈与税の負担を伴っ

ても計画的に贈与をした方が有利な場合がある。

**2 低額譲渡**

個人に対して低額譲渡を行うことにより相続税の超過累進税率の回避

3 農地等の相続税・贈与税の納税猶予の適用を受ける。

4 養子縁組を行うことにより相続人の増加を図る。

**IV 土地収用に係る買取り等の実務認識**

法規定上の申出日とは起業者が被収用者に対し、最初に買取価額を示した日であるが実務的には送達された買取り等申出証明書に記載された日となっている。

収用等のあった日とは、

- ①土地売買または補償契約締結の日
- ②権利取得採択による権利取得の時期または、明け渡し採択による明け渡しの期限
- ③土地収用法による補償金の支払請求があった日である。

起業者が買取り等について最初の中出を行った日から6ヶ月以内に買取に応じた資産の所有者に対してのみ3,000万円特別控除の適用がある。

**V 収用価格の算出**

収用価額は収用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額を近傍類地の取引価額を考慮して算定した事業の認定の告示の時における相当な価格に権利取得裁決の時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得た額とする。

**VI 低額譲渡および贈与に対する節税対策**

公共事業の用に供するため農地等の資産を収用されることとなる者が、収用等の場合の譲渡所得等の特別控除の適用を重複して受けるために農地等をその配偶者および親族に対して分割する場合その分割が長期的な相続税対策を考慮に入れた実質を伴うものでなければならない。しかし、この分割が配偶者及び親族に対して贈与または譲渡によりなされた場合、贈与税または譲渡所得に対する所得税が課税されることとなる。そこでこれら贈与税または譲渡所得に対する所得税の節税について特定の事業用資産の買換等及び贈与税の配偶

者控除の特例等がある。

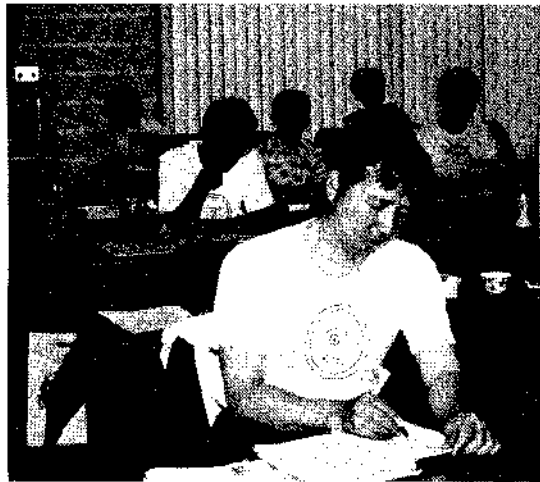
### VII 各種補償金の取扱い

対価補償金・収用資産の対価で、特別控除の適用有り。

収益補償金・収用に伴う収益減の補てんに充てられ態様に依じて不動産所得、事業所得または、雑所得の計算上総収入金額に算入する(例外有り)。

雑費補償金・収用に伴う経費の補てんに充てられ、不動産所得等の所得の計算上総収入金額に算入する。

移転補償金・収用に伴う資産の移転に要する費用の補てんに充てられるもので、移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算人の規定が適用される。



熱心にメモをとる会員

### VIII 土地譲渡等の設例による税額計算

1. 居住者Aは農地7,400㎡を収用により、2億円にて売却した。この農地の相続税評価額は7,700万円である。このほかにAは事業所得の金額が300万円、所得控除額が100万円である。なおAの家族関係は、妻B、長男C、次男Dである。

2. 1の例でAが、B・C・Dに均等にずつ贈与し、その後収用された場合の所得・贈与税額。

なお、B・C・Dは、Aの控除対象配偶者および扶養親族にはなっていないものとする。また、B・C・Dには所得控除額と同額の給与所得の金額があるものとする。

3. 1の例でAがB・C・Dに均等に農地をずつ相続税評価額で譲渡し、その翌年に収用された

場合、事業所得の金額は毎年同じ、その他の条件は2と同じとする。

以上の設例をふまえて譲渡(収用)価額別の納付すべき税額を一覧表にすると、次のとおりです。

譲渡(収用)価額	A 1人で譲渡(収用)上記1	贈与してから譲渡(収用)上記2	相続税評価額にて譲渡してから譲渡(収用)上記3
120000千円	21248千円	14182千円	6631千円
130000	24335	16717	7355
140000	27423	20206	8378
150000	30510	23819	9413
160000	33748	27453	10642
170000	37073	31084	11871
180000	40398	34718	13101
190000	43723	38349	14330
200000	47148	41983	16460

以上が岡山県青年税理士クラブ橋原巧、佐崎純一、和田啓二、小坂武男各会員の研究発表の内容ですが、実際の収用問題に直面しその上に立っての発表ではなく、机上理論のみに終わった感があり経験不足という点において残念なところがあった。

全国の青税諸氏からの御意見を待って、今後よりいっそう研究に励んでもらいたい事を望み発表内容の報告とします。

### 〈その2〉

## 「事業専従者への退職金支給の一考察」

千葉青年税理士連盟 木内 太郎

### 1. 具体例

A雑貨店主は従来より青色申告を継続しており、店主の娘も高校卒業後家業に従事、経理から仕入、配達に至るまで熱心に仕事に精を出し当店看板娘として近所の評判であった。そして5年も過ぎ、この度良縁に恵まれ退職することとなったので、店主Aは従来からの娘の青色専従者給与も少なかったため、せめて退職金として50



万円程支給したく顧問税理士に相談したが、必要経費として認められないと言われがっかりしました。娘の同級生B子さんは、やはり父親の経営する会社に勤務して退職金100万円を受け嫁いだ話を聞き、ますます個人事業形態の不合理性を強く感じました。

2. 現行所得税法上の取扱い

現行所得税法第56条における取扱いでは、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、その居住者の営む事業に従事し、当該事業からの対価の支払を受けても、その対価は必要経費に算入しないという原則的規定により、退職金支給の途は開かれていない。

しかしながら、「青色専従者給与」が所法56条の特例として所法57条で認められているのは事業の単なる形態によって、親族等の従業員の取扱いが異なるのは不合理であるし、さらに昭和48年「みなし法人課税制度」が創設されたのも、法人企業と個人企業の役員報酬と事業主報酬のバランス等が考慮された産物であると言える。

そこで、是非七記例A店主の素朴な疑問であり悩みを解決させる為にも「事業専従者退職金支給について一考察を巡らせる価値は存在する、ように思うのである。

3. 現行退職金共済制度

＜事業主対象＞

①小規模企業事業主共済制度

第一種共済掛金の月額3万円までの所得控除で、事業廃止受給した場合は所得税法上退職金として取扱うが、配偶者は加入可能でも他の事業専従者は対象外となっている。

＜従業員対象＞

- ①特定退職金共済制度
- ②適格退職年金制度
- ③中小企業退職金共済制度

これら諸制度は加入事業主である個人若しくは生計を一にする親族は対象外である。

現行の退職金共済制度でさえ、生計を一にする事業専従者への途は全く開かれておらず見捨てられた谷間の存在である。個人事業においても一定の厳しい要件を設定し、それを満たす退職金支給であるならば、必要経費として認めるべきではないだろうか。そこで我々は次のような支給要件案を考察してみた。

4. 事業専従者退職金支給要件案

＜青色事業専従者退職金＞

- ① 雇用者は不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき事業を営む青色申告者であり、その専従者は青色事業専従者の要件（法57①、⑦、⑧、令165①）をすべて満たし給与を適法に受給している者であること。
- ② 「青色事業専従者退職金に関する届出書」（様式および記載内容は政令で定めるが未定）に記載した方法に従って、その記載されている金額の範囲内で支給すること。
- ③ その青色事業専従者の労務に従事した期間、性質、提供の程度などからみて不相当に高額ではないこと。
- ④ 必要経費に算入した「青色事業専従者退職金」の金額は、その受給者の退職所得の収入金額とする。

＜白色事業専従者退職金控除＞

- ① 白色申告者の経営する不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき事業について「事業専従者」がおり、その者に退職という事実が発生した場合、その事業専従者1人につき、次の（イ）および（ロ）の金額のうちいずれか低い方の金額に、事業専従年数（端数年切り上げ）を乗じた金額を「白色事業専従者退職金控除」として、それらの所得の金額の計算上必要経費と見做すものとする。

（イ） 100,000円

（ロ） 「不動産所得、事業所得また」

は山林所得を生ずべき事業から生じた当該各所得の金額  
 $\div \{(\text{事業専従者の数}) + 1\}$

- ② 「事業専従者」は法57③、令165で定める白色事業専従者の要件を満たしている者であること。
- ③ 「白色事業専従者退職金控除」の金額はその白色事業専従者の退職所得の収入金額とする。

### 5. むすび

以上、我々は事業専従者退職金について支給要件案を検討してきたのであるが、会員諸兄の中には退職金支給を可能ならしめるには、法人化すれば解決されると提言されるであろう。それも一方法論であるが、我々税理士をはじめ、医師・弁護士等法律上法人化できない個人事業主はどのようにしたらよいのだろうか。今後の我々の事務所経営にとっても大事な問題である。全国の青色申告会々員は「みなし法人課税制

度」創設の際、自分の事業主報酬のみしか考えず、家族、親族の退職金支給の問題は後廻しにしまったように思われ残念でならない。

この制度を、我々税理士会をはじめ全国の納税諸団体を通じてその創設を期し、小規模零細事業主の労務確保の政策の一環とすべきであることを提言して結びとする。

尚、分科会報告では「生計を一にする意義」も発表した。紙面の都合上省略した。



## <その3>

# 「同族会社の株式の評価」

—取引相場のない株式の評価と  
 中小企業承継税制について—

埼玉青年税理士連盟 小西 聖光

第二分科会 その3 同族会社の株式の評価は埼玉青税が担当し、前半の中小企業事業承継税制に関する報告書の概要及び内容検討を川中会員が現状の相続税対応策として小黒会員が、それぞれ分担して報告がなされた。

## I 報告書の概要及び内容検討

### (1)概 要

まず川中会員が昨年3月に中小企業承継税制問題研究会が公表した、中小企業事業承継税制に関する報告書の概要をのべ、中小企業の経営者が世代交代期を迎えている中で、相続税財産価額とりわけ、土地が高騰しそのために相続税負担が増大し、事業承継の円滑化が阻外される結果となっていることを指摘し、事業承継の円滑化のために税制上の措置を講ずることにより

相続時の事業用財産の分割防止、企業経営の維持と安定が図られること、中小同族法人の事業主株主の相続税負担の適正化による企業資本の維持確保、中小企業従業員の雇用の安定と確保さらには事業経営者の世代交代の促進による企業経営の活性化等の効果が期待できるとしており、現行相続税制の問題点とその改善策を掲げている。

### (2)内容検討

①報告書の基本的な立場は「株式の評価についても、事業継続を前提として本来評価されるべきものである」とされ、企業は、GOING CONCERN故に継続しなければならないとGOING CONCERNを公理の如く前提視しているようである。

GOING CONCERNというのは企業会計上の前提であって、企業自体がすべて永続しなければならないものかどうかは問題である。

### ②企業相続概念

企業相続概念につき、特に述べたところはなく、相続の主体及び客体についての考え方が明らかでない。

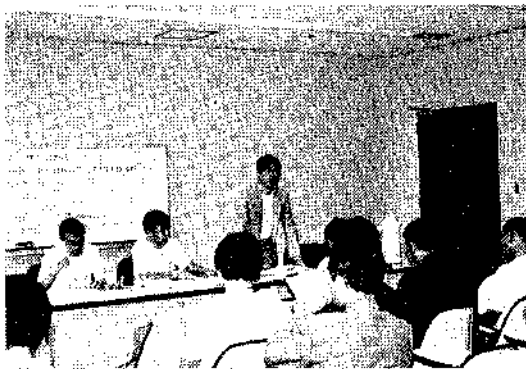
自然人の死亡によって開始した相続につき、自然人が当該企業を承継する意味のようである。

### ③生前贈与時の納税猶予制度

現行の農地等の生前贈与制度に範をとり、事業用財産の生前贈与時の納税猶予制度の創設を主張しているが、贈与時から相続時までの利子税の免除になるに止まりさしたる存在意義が感じられない。

### ④株式の評価方式の検討

取引相場のない株式が、市場性の有無にかかわらず、一律に「時価」で課税されていることに対して疑問を呈し、また市場性のない中小企業の株式評価に当たっては、企業の継続性に配慮しつつ、適正な株式評価をすべきであり、そのためには、「収益還元価額方式」が妥当だとしている。



市場性の有無にかかわらず、一律に「時価」評価をすることは元より問題であると思うが、しかし企業が継続するが故に「時価」評価をしないのではなく、当該株式が自由な取引になじまないために、「時価」概念がなく、したがって、別異の評価基準が必要であるに過ぎない。それがあつた場合には「収益還元価額方式」といえるかもしれない。

### ⑤物納適格

中小同族会社の株式は、相続による課税評価上、市場性ある株式に比し、高い評価額となる事例が多いにもかかわらず、物納の際には、その多くが「売却できる見込みのない有価証券」として、物納不適当財産とされている。

評価においては、「価値あるもの」として扱い、物納の際には「価値なきもの」とされる矛盾を指摘している、がもっともなことである。

物納に際して「価値なきもの」とされるならば、評価に際しても「価値なきもの」として評価されるべきである。

### ⑥新相続税理論

事業承継の故に、特別扱いをすることは、普遍的な根拠足り得ないと思われる。例えば、居住用又は零細事業用土地については、通常の売買を予定しない「生存権的財産」であるが故に社会政策的な観点から、評価上の斟酌をするというならば、統一的な根拠を与えることが、可能となるであろう。

## II 現状における相続税対応策

続いて、小黒会員より、現状における相続税の対応策として報告があつた。

### (1)中小企業の事業承継における現状

我が国の中小企業は、日本経済の基盤を支えている重要な存在であり、我々税理士の顧問先のすべてが、個人企業と同族の中小法人であることを考えた場合、創業者の高齢化による世代交代をスムーズに進め、無借金優良企業を多額な相続税という借金で、事業承継を困難ならしめるような現行制度を早急に改善する必要がある。

### (2)現状における相続税対応策

①現行の相続税対応策としては、経営者の事業に対する考え方を確認し、対応する必要がある。

経営者の考え方

④上場企業をめざしている。

⑤資本と経営の分離を自覚し努力している。

⑥事業を自分自身のもつと認識している。

以上の④・⑤は、今回のテーマでは特に問題はないが、⑥の考え方の経営者については対応策が必要である。

②事業承継のための方策

(1) 財産分割政策

④期間的分割

財産を数年間に亘って贈与する。

贈与契約書を作成したり、客観的証拠を残すようにする。

⑤人的分割政策

受贈者を増加するほど、贈与税負担率は減少する。

財産分割をめぐる紛争がocこりやすい。

⑥相続贈与併用政策

財産が贈与と相続に配分され、更に分割が進んで、低い税率が適用される。



(2) 財産選択政策

①低評価財産選択政策

土地や建物等の不動産は課税価格の見積が一般に低いので、現金より不動産等に変えた方が有利である。

②有利投資財産選択政策

利回りの良い財産、値上りの激しい財産は早く取得して贈与しておくといふ。財産によっては多少危険負担を伴う。

(3) 媒体利用政策

③借入金利用政策

不動産を購入する場合、直接資金を贈与しないで、買入れる不動産を担保として資金を借り、借入金を支払うことを条件として負担付贈与とする。

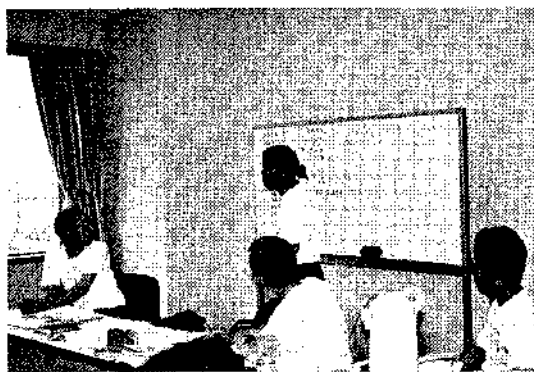
親の保証で子供が銀行から借入をし、その資金で不動産を取得する。

④会社組織利用政策

収益性財産を現物出資又は、現金出資により法人を設立し、贈与目的の財産を取得してから株式を少額ずつ分割贈与する。株式の評価は通次に高くなる可能性があるから、設立当初により多く贈与しておいた方が有利である。

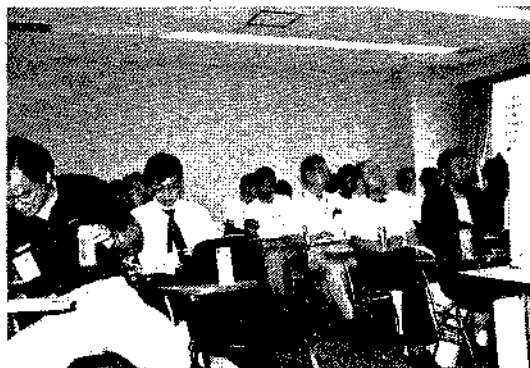
(3)取引相場のない株式の評価明細書

小黑会員より、評価明細書の計算例が報告されたが、紙面の都合上、算式等は省略します。



(4)最後に

埼玉青税としては、初めて分科会の一部を担当させていただいたが、何分にも時間不足のため、全国の青税会員との討議時間を十分に持てなかった為、もう一步踏込んだ問題提起に至らなかった。



## ■第三分科会 税務行政上の適正手続 ■

法対策部副部長 長谷川 博

(1) はじめに

本テーマは、昨年東京大会における分科会テーマ「和歌山青色取消訴訟をめぐる諸問題」および昨年の蒲郡市における秋季シンポジウムの分科会テーマ「税務行政手続の法理」に引き続く一連のテーマである。

とくに、秋季シンポジウムを総論として、今回は、いわば各論たる位置付けをもつものであり、我々全青税のこの問題に対する基礎的研究成果の発表というべきものであった。

また、昨今の財政再建に名をかりた「申告納税

制度の見直し論」は、税務行政上の適正手続の法理を無視した。まったく、財政当局の増税路線の延長線上にあるものであって、本テーマのもつ意義は大きいものといえる。

なぜなら、すぐれて国民主権主義の原理にその理念をもつ申告納税制度が、税務行政上の適正手続という手続的保障を欠くことにより形骸化されてきており、さらに、今や申告納税制度そのものが、税務行政上の適正手続を無視したまま、骨抜きにされようとしているからである。

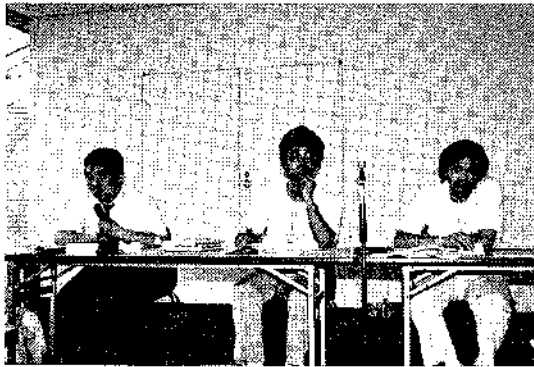
今回の発表の骨子は次の通りである。

### I 申告納税制度と税務行政上の適正手続

- 1. 申告納税制度の意義と憲法上の位置付け
- 2. 税務行政上の適正手続と納税者の権利

II 情報公開制度と税務行政手続

- 1. 「情報公開」の理念
- 2. 「情報公開」の諸制度—諸外国の例
- 3. 我が国における「情報公開」
- 4. 情報公開と行政手続
- 5. 税務行政における情報公開



III 資料

- 1. 判例
- 2. 主要国の質問検査権と適正手続の概略表

IV 質問検査権についての最近の動向と税理士としてのありべき立場

- 1. 最近の動向
- 2. 税理士としてあるべき立場
- 3. 税務調査における具体的対応のために

(2) 申告納税制度と税務行政上の適正手続

① 申告納税制度の意義と憲法上の位置付け

ここでは、申告納税制度の意義として、一つには、国民主権主義の租税制度上の表現であること、二つには、合理的な税額確定手続であるという、学説、判例の多数説をフォローし、とくに、申告納税制度の憲法的位置付けを考察している。

即ち、「申告納税制度は、国民の共同の利益の増進のために、国民がその正当な所得金額を自ら計算し、申告書という形で国家に提出することにより、国民自らがこれに積極的に参加協力していく制度であり」、憲法の国民主権主義の租税制度における表現であって、憲法第84条(租税法律主義)の指導原理たる位置付けをもつものである。

したがって、申告納税制度を廃止して、これと対立する賦課課税制度を原則的に採用したり、申告納税制度の維持、発展を阻害するような法律改

正をすることは、憲法に反するものである。この点、憲法第84条には、申告納税制度を基調とする税制という内在的制約が存するものといえるのである。

② 税務行政上の適正手続と納税者の権利

ここでは、申告納税制度の現状認識として、我が国の実情は、ひと皮めくれば賦課課税であって、このことは、税務調査における質問検査権の行使をめぐる税務行政上の適正手続の問題において如実に現われていると指摘している。

そして、現行税法上の質問検査権行使をめぐる問題点を、我が国と同じく申告納税制度を採用し税務調査の適正手続のルールが確立されているアメリカの場合とを比較して考察する。

問題点はおおよそ次のようなものである。

①税法に規定する質問検査権行使(間接強制調査)以外の、いわゆる「純粋な任意調査」の是非について

②事前調査の違法性について

③調査の相手方、とくに「反面調査」の問題点

④調査の事前通知および理由開示の必要性について

⑤調査対象物件の範囲について

⑥調査官(検査官)の資格等制度について

⑦違法な質問検査権行使の効果について

最後に、アメリカ連邦税制との比較を総括し、アメリカ連邦税制における質問検査権の特質を挙げている。

その一つは、納税者の地位の高さである。納税者は税務官庁と同じレベルに立ち、両者は相手の人権、立場を尊重し、適正課税の実現に努力していること。

二つは、質問検査権の行使に際して、違法な行使を裁判所の介入によって事前にストップする手続が制度化していること。

三つは、我が国の場合、税務争訟の場合、まず課税庁の判断による税額を納付してから争訟しなければならないが、アメリカの場合、一般の民事事件と同じ仕組みとなっており、裁判を受ける権利の実質的保障が確立されていること。

(3) 情報公開制度と税務行政手続

ここでの問題意識は、適正な行政を確保する手続の一つとして、国民には関係行政の内容、行動

様式を知るため情報を入手する権利が必要であり、また、行政情報の公開は、行政への国民参加と並び行政の公共性と民主的行政を確保するための条件であり、法律学的には情報公開と参加は不可避免的に拡大した行政裁量過程の手続的統制の一つとしての公正または適正手続のもっとも重要なものであるというものである。

そして、憲法上の「知る権利」の確立としての情報公開制度の理念を考察し、とくに、情報公開制度の先進国であるアメリカの場合を例に、我が国の後進性を指摘している。

ただし、我が国の場合、地方公共団体のレベルでは、例えば神奈川県における情報公開条例の準備等見るべき動きがあるので参照している。

情報公開制度と行政手続法は、行政過程の民主化、適正化を目指すものであり、現代民主主義国家においては必須の制度というべきものである。

税務行政における情報公開制度の必要性は、具体的には次のように集約できる。

一つは、申告納税により得た納税者に関する情報が、行政庁間でどのように流れ管理されているのか、納税者に知らされていない。この点、国民には、自らの情報は自らのコントロール下におかれるべき権利が保障されなければならない。

二つは、税務行政庁が、一定の判断にもとづき税務調査手続を開始するが、この判断基準はどのようなものであるのか。申告納税制度を基調とする税制の下ではとくに問題となる。

三つは、租税法規以外に税務行政庁が行為規範とする公開された通達以外の通達等の公開や、またその通達等の作成根拠となった資料等の公開は対等な立場にある納税者にとって当然になされなければならない。

四つは、実地調査においては、事前通知とともに調査の合理的理由開示は当然になさなければならない。

#### (4) 質問検査権についての税理士としてあるべき立場

国民主義の税法的表現である申告納税制度のもとにおける税理士制度は、申告納税制度を補完しその円滑な遂行のために、納税者の権利を擁護し、納税者の代理人としての位置付けをもつものである。

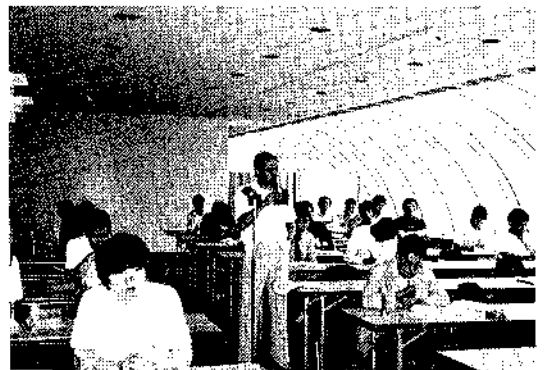
これは、現行税理士法第1条（税理士の使命）の解釈からも当然に導き出される。即ち、「税理士は税務に関する専門家として独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって納税者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と規定されている。

なお、「独立した公正な立場」とは、税務行政庁からの独立を意味しているものであって、これは、次に続く文言として「申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえ」と規定されていることから、換言すれば、納税者の権利擁護と同行に解することができるからである。

このように、税理士は、すぐれて憲法の理念にその基礎を置く制度であって、その使命は崇高なものであるということが出来る。

そこには、税務行政庁に対峙した法律実務家としての実践が要請されているものといわなければならない。

その実践とは、租税法の法解釈において具体的に現われるものである。即ち、権力（行政）の法解釈と我々国民一般の法解釈とは性質が異なるし、また一般に解釈の作用という場合、権力を相手とする場合と、国民に働きかける場合とでは違っているのである。



神奈川県青税金子会より北欧税制視察報告

したがって、我々が税法の解釈をすることは、「何を法たらしめるべきであるかを主張する実践的行為」であるということが出来る。

最後に、とくに税務調査における具体的対応のために、上記実践の基本的視点を指摘し、具体的事例を挙げて、その対応の仕方について考察しているものである。

(5) 会場での討論要旨

税務行政上の適正手続を保障する法制を目指すものとして、今後は、具体的提案をもった行動が必要となってくる。現在の質問検査権に関する規定では不備欠陥があるからであるが、法解釈も一定の限界があつて、どうしても法制化が必要といわざるを得ない。

この点、「税務行政上の適正手続に関する要綱」という具体的提案をもった報告書が、東京地方税理士会から出され(昭和56年3月)、我々青年税理士連盟(神奈川青税)が地方会に働きかけ、もって日税連の検討課題としたことは、特筆すべきことである。

しかし、日税連が、積極的にこの問題を取り上げ、会を挙げて法案を目指すということは期待できないことは、先の税理士法改正において実証されていることである。

まして、「申告納税制度の見直し論」に対する適切に対応をとらず、当局の一方的な報道の前に静観している様は、新聞報道の中からもいえることであつて、「日税連よ、もっとしっかりせよ」といわざるをえないものである。

時間が足りなく、会場での討論は不十分ではあつたが、上記地方会の報告書をまとめた金子会員から、税務行政上の情報公開とオンブスマン制度に関し、北欧税制視察の有意義な報告があつて参考となつた。

また、税理士として、税務調査における具体的対応の事例において、現行税理士法の不備が指摘され、税務行政上の適正手続の一環として、税理士法の不備を是正すべきであるとの意見もみられた。

以上、発表者は、法対策部部長斉藤克彦(東京)および同副部長長谷川博(神奈川)であつた。



## あるべき「申告納税制度」の姿をもとめて

——税務行政の手続規定の確立こそ重要な問題——

全国青年税理士連盟副会長 小沢 岳彦

(1) はじめに

昨年10月、大蔵省が「税負担に対する不公平感を是正するため」という理由で「申告納税制度を見直す」という方針を固め、同省内に「申告納税制度研究会」を発足させたことを契機に、いわゆる「申告納税制度の見直し論」が唱えられている。最近の事例としては、臨時行政調査会が7月30日に提出した「行政改革に関する第三次答申(基本答申)」のなかにも「記帳水準の向上等申告納税制度の適正な運営のための基盤を強化し」として具体的に「① 法人及び個人営業者等に対する記帳義務の導入 ② 推計課税及び挙証責任の整備

③ いわゆる総収入申告制の導入」があげられている。また政府や元大蔵官僚だけでなく、朝日新聞は「社説」(昭和57年7月29日付)で、「申告制度整備で公平な課税を」と題して、わが国の所得税法に記帳義務に関する規定がないのは先進諸国に例をみない、奇異なことというべきだろう、

として「申告納税制度見直し論」に賛成的立場を示している。

これに対しての反論はすでに、全国青年税理士連盟が『「申告納税制度見直し論」に反論する』(昭和57年7月)という小冊子を作成しているし、また、本年の全青税神戸シンポジウムにおいて、名古屋青年税理士連盟が「岐路に立つ申告納税制度」というテーマで報告し、納税制度の歴史的沿革や申告納税制度の問題点を指摘しているのも、もともと基本的な立場『申告納税制度』とはなにか、いいかえればあるべき『申告納税制度』の姿を追求してみたい。

(2) 現行法上の「申告納税方式」

わが国の税制を通説に従えば、「昭和22年に税制民主化の立場から、所得税等について申告納税制度が採用され、それが「昭和37年の国税通則法の制定でより明確にされ」現在に至っているとるだろう。そこで現行法上と、税務行政上におけ

る通説による「申告納税制度」を確認しておく必要があるだろう。

国税通則法第16条は、申告納税方式とは納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則としている。しかしこの原則を担保する規定がないだけでなく、原則の例外である税務署長等の処分による確定の前提となる各個別税法の質問検査権の規定が不備であり、税務当局が質問検査権の行使にあたり、調査理由の開示を要求されて「そんなこという必要がない」とか「帳簿をみてもからではないと言えない」（和歌山青色取消処分訴訟第6回公判で岡税理士の証言）などの実態となっている。これでは、納税者の申告により確定するのではなく、税務当局の調査により確定するのが原則であり、そのための資料の一つとして申告書を提出している。といっても過言ではないだろう。このような法制度と実態のもとでは、とうてい民主的な「申告納税制度」とはいえず、「制度」と称するには、申告と納税を納税者みずから行うから「申告納税制度」ではなく、その納税者の権利が守れる法制度があつてこそ、『申告納税制度』と呼べるのだらう。その意味からも現行法上は国税通則法に掲げられているとおり、「申告納税方式」であつて、「申告納税制度」と區別して考える必要があるだろう。

### (3) 『申告納税制度』とはなにか

「申告納税制度」という用語が用いられている法律は、周知のとおり昭和55年に一部改訂された税理士法第一条で「……申告納税制度の理念にそつて……」と表現されている。これは、参議院の大蔵委員会において、社会党、公明党、民社党の共同提案による修正案として提出されて挿入されたものであり、提案者は「申告納税制度とは……すなわち、納税者が自主的に課税標準、税額等を計算し、これを申告書に記載して提出すれば、その時点で納付税額が確定する制度で、税務関係当局による申告書の調査、審査は行わず、もちろん税務署等の承認、認定などの行政措置など一切なしという制度であります。……申告納税制度は、国民主権の政治原理に立って主権者たる納税者みずから租税債務を確定する権能を認めたものです。……」と修正理由のなかで『申告納税制度』の基本原則とそのあるべき姿を述べている。

### (4) 『申告納税制度』の基本原則

この国民主権という基本原則は、わが国の憲法の基本原則であつて、この国民主権の原則のほか、基本的人権の尊重という原則もあり、現行憲法のもとにあるすべての『制度』はこれらの原則が最大限尊重されなければならない、とくに税制のように国民と国が対峙することが考えられる制度においては、基本的人権の尊重という原則を重視しなければならない。

これらの原則をもたなかつたわが国の旧憲法下においても申告納税方式が採用されているが、当然ながら「便宜的・形式的な措置であつて、納付する税額は課税庁で決定するという前提は変えられていなかつたものであり、いわば、申告前納制度とでもいうべきものであつた。

換言すれば、この申告前納制度は、実質的には課税資料の提出と税額の早期納付を要求したものであつて、賦課課税制度の変形にすぎない」（前掲『申告納税制度見直し論』に反論する』18頁）状態であつた。

旧憲法下の「申告納税方式」より、現憲法のもとの「申告納税方式」が、民主的なものでなければならない、さらには「申告納税制度」を論ずるときには、『制度』として国民主権の原則と基本的人権の尊重という原則が貫かれなければならない。

### (5) 『申告納税制度』の確立にむけて

その立場にたつて、現在の「申告納税制度」を批判的に検討すれば、まず第一に給与所得者に自主申告権が保障されていないことをあげなければならない。『申告納税制度』が納税者（国民）みずからが租税債務を確定する権利を有するものであるならば、現在、給与所得者が雇用主である会社等（源泉徴収義務者）で年末調整によって租税債務が確定していることは、法の下での平等（憲法第14条）に反しているともいえる。給与所得者に対して、実額経費控除を認め、『制度』として、自主申告権を認めなければならない。

つぎに、納税者（国民）がした自主申告、すなわち租税債務の確定は、適正なものであるという前提に立つた法制度にならなければならない。そこには、個人の尊重（憲法第13条）や財産権への不可侵（憲法第29条）といった基本的人権の尊重の具体化と、憲法第31条の「法定の手続の保障」から導き出される。税務行政における「適正な手

続の保障」である。この見地から、現在の我が国の国税通則法をはじめとし、各個別税法をみれば、納税者（国民）が行う手続は厳格に規定されているが、税務当局が行う手続規定は、先に述べた質問検査権の規定のように、不備が多く、それが税務当局の「裁量権の範囲」とされてしまっているのが現実であり、とうてい適正な手続が保障され

ているとはいえない状況である。

このような状況のもとで『申告納税制度』を論じるとき、真の『申告納税制度』の確立には、記帳義務の導入等を論じる前に、国民主権の立場に立った、税務行政の手続規定の確立こそが重要な問題とならなければならないだろう。

## 82全青税神戸大会だより

7月25日(日)

### ●家族ツアー

神戸市所有の2階建バスに、子供達を乗せて市内観光に出た。始めて2階建に乗った子供達の歓声により車内は、時おり降る雨など吹きとぶようだった。2階建バスに乗りきれない家族は、DXバスに分乗し、異人館めぐりへと出発した。神戸の有名な漬物店のご厚意により、昼食の場所を提供していただき、お茶の用意、その上、子供への配慮として、ヨーヨーつり、すいか割り等の遊びまで用意していただいた。

### ●会場受付

神戸市内より、夢の無人電車「ポートライナー」に乗り、会場である国際会議場へ着くが、会場が広過ぎて、全青税の受け付けがなかなか見つけにくかった。

受付には、ぞくぞくと全国各地より青年税理士の仲間が着き、活気があふれていた。ただ、鹿児島青税は、九州の国鉄が、昨日の雨のため不通になり、参加できないという報告があった。

受付では、スケジュールの入った袋と神戸大会記念Tシャツを受け取り、その場でTシャツを着用し分科会にのぞむ。Tシャツのデザインもシャレっていて後々でも着用でき、記念品にもなるだろう。

### ●分科会

第一分科会から第三分科会にわかれて、熱心な研究発表が行われた。（詳しくは、分科会報告をお読み下さい。）

### ●代議員総会

代議員総会が、渡辺執行部の全青税運動の総括の場、また直接対話できる場であり、活発な討論が期待された。（詳しい報告は、第15回定時代議員総会報告をお読み下さい。）

### ●洋上懇親大パーティー

雨も降み、まさに稲葉新執行部の船出を祝うように、チャーター船「あかつき」に乗り込む。

出航を知らせるドラの音と共に、大人・子供もテープを投げる。始めてテープを投げる子供達は興奮している。

神戸沖で停泊し、洋上懇親大パーティーが始まる。

食事まで待たされたため、第一回にだされた分は、すぐに食べつくされた。これには、料理関係者もびっくりした由。その後、次々食事が出されたため、各場所に用意されたテーブルに参加者分散する。

催場では、サンバ、フラメンコ、楽団演奏、カラオケ大会等夜のふけゆくまで続く。

### ▶7月26日

目がさめると、波静かな瀬戸内を航行していた。

洋上セミナー 「瀬戸内と神戸の歴史」 ユーモアの豊かな杜山悠氏の話に酔った。

その後、ビンゴゲームで楽しい遊び、賞品を受け取る。

正午、神戸港に帰り、流れ解散

多分、参加者には、楽しい夏の思い出になったものと思われます。

次回、名古屋で会いましょう！



各テーブルでの思い思いの歓談(あかつき船上にて)

## 神戸大会参加特集

### 洋上懇親大パーティ参加記

東京中野 岡部 素明

7月25日午後6時30分チャーター船「あかつき」は、全国から集まった若き税理士とその家族総勢六百数十人を乗せ、神戸港中突堤を静かに走り出した。前日から降り続いていた強い雨も夕方から上がり、瀬戸内から眺める神戸の夜景は素晴らしかった。

「あかつき」はポートアイランド沖にしばらく停泊し、その間いくつかのショーがあり、からおけ大会があり、ダンスパーティがありなどなど、楽しい洋上での大懇親会が開かれた。

甲板におかれた円卓を囲んで旧友と再会を喜びあう方々、子供たちと花火大会に興ずる方々、ワイン片手に夜景を楽しむ方々、参加者全員おそろいのTシャツを着て、夜おそくまでそれぞれ楽しんでおられました。

夜もふけた頃、「あかつき」は滑るように瀬戸内を西へと走り、夜が明けた頃Uターンして神戸港へと向かいました。

翌日は船上で作家の杜山氏から、「瀬戸内と神戸の歴史」と題した講演を聞きました。氏の歴史と現代を結びつけた人間の生き方に対する考え方に深く感銘しました。

私は昨年年第31回税理士試験に合格したばかりですので、青年税理士連盟の大会や懇親会に参加するのは初めてですが、昼間の大会といい、船上パーティといいその活気溢れる雰囲気から、税理士業界にあって青年税理士連盟の果たす役割が非常に大きいことを強く感じました。たぶん一般試験で税理士になられた方の中には、青年税理士連盟の存在すら知らない方が多勢いられるのではないかと思います。

税理士となられた方で若いと思う方は、是非青年税理士連盟に入会してほしいと、この神戸大会に参加して強く思いました。末筆ながら大会と懇親会の準備をされた神戸の先生方にお礼を申し上げます。

### 家族ツアー参加記

東京 石亀 純子

恒例の全国青年税理士連盟神戸大会の家族ツアーに参加致しました感想をしたためてみます。

今大会特に印象深かったことは、客船「あかつき」をチャーターして、洋上レセプションを催したことでした。7月25日夕方、国際会議場での定時代議員総会終了後の会員と家族ツアー（異人館巡り）を終えた家族が「あかつき」船上で合流し間もなく船は、中突堤を出航し、夜の瀬戸内海を遊覧しつつ、洋上パーティが、いともなごやかに繰り広げられました。全国各地より集い合った会員、家族のなつかしい顔、顔、顔……。まさに一年ぶりの再会に、お互いの近況、子供の成長ぶりなど、思わず話に花が咲きました。港町の夜景を目にしながらの、船上での楽しい語らいには限りなく旅情を誘うものがありました。やがて夜のとばりもすっかりおきて宴たけなわの頃、チビツ子のために用意された花火コーナーで、子供たちが存分に花火を楽しみ、次いでチビツ子広場でのコンサート、映画会と、子供達のためのゆきとどい

た配慮に、チビツ子のどの顔も生き生きと見えて満足気のようなのでした。

明日の税理士制度ひいては、租税制度のあるべき姿をさぐり、全国津々浦々から同志が集い、昼は研鑽しあい、夜は和気あいあいと夜のふけるまで語り合い、友情の輪を広め合う姿には、はた目から見ても、感極まるものがありました。翌朝26日の瀬戸内海は、霧が少々立ちこめていたものの、晴天に恵まれ、波静かな瀬戸内海を航行することができました。その間、作家の杜山悠先生を招いての洋上セミナー「瀬戸内と神戸の歴史」と題してのお話は、ユニークな語り口の中にも含蓄のある内容のものでした。その後、次回の名古屋大会での再会を約束し、名残り惜しみながら閉会となった。異国情緒あふれるロマンチックな神戸の旅を終え、子供達も得難い体験が出来たものと大変感謝を致しております。神戸の先生方、大変ありがとうございました。

### 子ビッ子感想文

きょうは、ぜいりしの人たちと、りょこうに行きました。名古屋えきから、新かんせんによって新神戸のえきでおりました。えきの外にでると、二かいだてバスがとまっていた。いそいで二かいの一歩前のせきにすわりました。二かいから見たけしきは、遠くまでよく見えました。と中しんごうきや、てつきょうにぶつかりそうでした。それから、いじん館に行きました。さいしょに風見どりの館に行きました。つぎにラインの館とえい国館に行きました。そこでアイステイーをのみました。

それから二かいだてバスによって港まで行きました。そこには、ぼくたちののる船がとまっていた。あかつき号です。出こうのとき、テープをなげましたが、うまくいきませんでした。

船の中を見て回りました。とても大きな船でした。

夜船から見た神戸の町はとてもきれいでした。

遠くの山にいかりのマークが見えました。

海を見ると、所々に大きな船がとまっていました。ぼくは、どうして港からはなれた所にとまっているのかなと思いました。こどもは花火をしたり音楽会に行ったりして、たのしくすごしました。

### (名青税)

西山小学校三年 かとう よしと

つぎの朝おきで海を見たら、島がみえました。漁船も走っていました。どんな魚をつんでいるのかな。

朝食をしてから、ゲームをやりました。やすんでいると、ほうそうで、CかんぼんでえいがをやりますといったのでCかんぼんにいきました。日本むかしばなしと、ニルスのおしぎなたびです。えいががおわって外を見ると、もう神戸港のちかくでした。となりのおじさんが、あそこにあるまゐるのは、せん水かんだよとおしえてくれました。ぼくは、せん水かんにのってみたいとおもいました。

船からおりと、なんだかもっとのってたいなというきがしました。とてもおもしろいりょこうでした。



みんなでそろってハイパチリ!

### 単 位 会 紹 介

#### 神奈川青年税理士クラブ

代表幹事 松本治郎

##### 1. 神奈川青税の誕生

昭和37年、東京青年税理士連盟が発足して以来、各地で青税連が組織され、昭和42年には、全国青年税理士連盟に発展、全国の青年税理士が組織されるに及んだ。しかし、神奈川においてはその後も青税の組織はなかった。

もっとも、各地の青税連の結成に刺激されて、青税連への萌芽的動きはあった。

昭和38年11月には、横浜市内の若手税理士が中心となって、東京青税と意見交換を行ない、又昭和42年には、前田地方会々長を囲む青年税理士懇談会を開催した。これは、明らかに、神奈川で青税を作ろうという意図で企画された集会であった。

その後全国青税への加入等の問題があり、結成は遅れたが、昭和45年9月4日横浜市のレストラン“かおり”において結成準備会を開催することが出来、神奈川青税はここに誕生した。

(神奈川青税10年のあゆみより)

##### 2. 会員数と代表幹事 (各年4月末現在)

昭和46年	20名	小川幸男
昭和47年	86名	小川幸男
昭和48年	95名	岡崎正光
昭和49年	100名	岡崎正光
昭和50年	100名	稲垣浩司
昭和51年	100名	稲垣浩司
昭和52年	108名	久保田秀雄



昭和53年 104名 田 村 泰 雄  
 昭和54年 120名 尾 崎 一 郎  
 昭和55年 121名 尾 崎 一 郎  
 昭和56年 122名 稲 葉 恭 治  
 昭和57年 117名 松 本 治 郎

会員数の状況を見てみるとここ数年新陳代謝により会員が減少しているが、その分増加(55年13名、56年11名)を伴ったものである。会員層が若返ったこともあるが、旧会員の会合への参加率も少なく又、退会者が増えている現在、組織問題を真剣に取り組む時期にきている。

これにこたえるためには、多様化された青年税理士の要求にこたえていく他にないと思われる。

### 3. 当クラブの本会等への要望書等

当クラブは、本会等へ要望書等による運動をしてきた。その中で主なものを列挙してみる。

なお、昭和54年9月に当クラブと神奈川税経新人会が中心となり、「税理士法改悪反対神奈川県民連絡会」を結成し、本会に対する要望書、東京地方税理士会々員に対する資料配布等による運動も行った。

昭和49年10月、「税理士法改正運動に関する要望書」を本会々長へ提出。

基本要綱に沿った法改正運動又会員への周知徹底を図る方策を要望。

昭和50年9月 「役員選任規則に対する要望書」を本会々長へ提出。

役員の選任規則及び理事の選挙方法に対し、役員選挙規則を修正するよう具体的に要望

昭和53年1月 「税理士法改正運動についての要望の件」につき本会々長へ要望書提出。

52年12月27日開催された日税連と国税当局との懇談内容について、本会々長より日税連正副会長等への努力願うよう要望書提出。

昭和53年3月 「税理士法改正運動についての要望の件」につき本会々長へ要望書提出。

日税連正副会長へ提出された「税理士法研究資料」の基本的考え方が「基本要綱」から大きく後退している点又、多くの改悪点が含まれている点を指摘。

昭和53年7月 「退職税務職員の税理士法等42条違反に関する調査依頼の件」につき本会々長へ要望書提出。

昭和53年9月 「法対策資金の借入れ反対の申し

入れ」を本会々長へ提出。

法改正運動資金として会員1人当たり1万円の特別会費を徴収することについての問題点を指摘し、反対の申し入れを行なう。

昭和54年2月 税理士試験制度の本質的周知徹底及び改正案に対する意志決定に全会員が参加できるよう要望。

昭和54年9月 なぜ税理士法改悪に反対するのかその問題点を小冊誌にまとめ、東京地方会々員に郵送。

昭和54年12月 「日税連政治献金問題」につき、本会々長に要望書を提出。

昭和56年11月 「税務行政上の適正手続」につき本会々長に質問状を提出。

報告書の配布方・内容の周知徹底及び研究方針について。

昭和57年6月 日税連及び本会の機構・会務運営役員選出方法について、本会々長に質問状の提出

## 4. 各部活動内容

### (1)研究部

主なものは月例研究会の開催であるが45年10月より57年5月までに、71回開催(延べ1,284名参加)平均18名の参加率である。

又、「税理士業務資料集」と「組織変更の手引書」を発刊し、好評をえた。

### (2)厚生部

会員向けの行事としては、年2回の研修旅行、合格者祝賀会があり、その他ゴルフ、テニス、囲碁将棋、麻雀同好会があり多数の行事を行なっている。家族向け行事としては、スキー、ハイキング、海水浴が主なものである。

### (3)組織部

主なものは、合格者祝賀会、青税対象者の勧誘訪問であり、その他日税連、本会役員に対し、年4回の広報を郵送することにより、当クラブの对外宣伝及び理解を図っている。なおこの賛助講読料は昨年度40万円の収入があり、大きな財源でもある。

### (4)広報部

年4回の「神奈川青税」の広報出版の他随時「奈川青税ニュース」で、月例会、幹事会等の行事記事を報告し、当クラブの行事内容及び会員間のふれ合いを高めている。

**(5)その他**

制度部については、3の要望書及び質問状の内容で活動内容が理解していただけるものとして省略し、又経理部、総務部は特にその他の青税と同じと思われるので省略する。

今回、東京以外の単位会としてはじめて全国青税の会長へ稲葉泰治会員をおくりだしていますが全国の各単位会のみなさん、稲葉会長への協力よろしく願いいたします。

## 単 位 会 近 況 報 告

### 岩手青年税理士クラブ

代表幹事 佐藤 誠 司

岩手青税は、昭和52年11月、27名の会員で発足しはや5年、この間研修会の開催、全青税行事への参加等の活動が中心であり、例会等は休止されてきました。会員数も一時は19名まで減少しましたが、前代表幹事中野利夫氏のご尽力により増加し、現在は発足時の27名まで回復しました。活動も、昨年11月盛岡で開催された全青税の常務理事会がキッカケとなり、不定期ではあるが例会を開催しております。又、研究会も本年4月よりパソコン研修会を、会員及び職員を含め約20名の参加で毎月開催しております。

本年度は、会員の親睦と研修を中心とした活動をかね、現在不定期に行っている例会を毎月定例的に開催し、情報等の交換を積極的に行う考えであります。

岩手青税は、今だヨチヨチ歩きのクラブであります。全国の会員の皆様の力を得、少しずつでも活動を広げていきます。全国青税の皆さん、よろしく願います。

### 千葉青年税理士連盟

会長 斉藤 俊 介

金権選挙で名を売った千葉県で、金権とは縁もゆかりもない(なさすぎる)我、千葉青年税理士連盟が結成され6期目を迎えました。

人口が急増している当千葉県においても近年独立開業がむづかしくなりつつあります。

この様な状況の中、仲間をふやすべく、又一人でも多く独立開業できる様昨年準会員制度をもうけ、大々的に組織拡大活動を行ないました。

成果はまあまあでした。今後も続けて行くつもりです。

つぎに今年度より広報部をもうけ広報の発行に

とりくむことになりました。広報の発行により当連盟も一層の充実がはかれるものと期待しております。

これまで研究会活動を中心にその後の飲み会及び年1回の旅行を中心に青税活動を行なってきましたがこれからは多少なりとも、より幅広い活動が出来るものと思っております。

尚今秋シンポジウムが千葉で開催の予定です。又昨秋埼玉青税さんとうちで合同旅行を行ないましたが、今秋はさらに神奈川県青税さんが加わって三合同旅行が予定されています。いづれもよろしく願いたいと思います。

### 埼玉青年税理士連盟

代表幹事 玉木 秀 明

埼玉青年税理士連盟は、去る7月3日第6回定期総会を開催し、役員については、代表幹事は第4代目として玉木秀明会員を、副代表幹事には吉岡、小黒、大久保の各会員を選任した。

現在、埼玉青税の活動は埼玉県のも最東に近しい地域である川口と浦和を中心に行われている。これを何とか、県央及び県北まで進出させて行くことが数年来の課題となっている。新執行部には前代表幹事の梅田会員が組織部長に就任しているので今度こそ県北までの進出を実現させられるものと期待している。問題は、関東信越税理士会の幹部のほとんどが青税の進出を侵略と考えている中で、どのように活動を進めて行くかだろう。

また、埼玉青税の特徴は、研究熱心な会員が多く研究部長になりたい者は多数いるが、遊び上手な者が全然おらず、親睦活動が低調なことである。そこで、今まで平日に行ってきた研究例会を、今後は土曜日に行い、研究会終了後の夜は親睦を深める意味で、大いに遊ぼうということが総会後の懇親会で話し合われ全員の同意が得られたところである。

### 東京青年税理士連盟

—子供へ誇れる税理士制度確立をめざして—

総務部長 菅 谷 繁

第22回定期総会は、6月5日(土)東京税理士会館にて開催され、総会前に会計事務所専用コンピューター展示会(ここまで出来る会計事務所専用オフコン)を開催し、又「代理権の確立をめざして一税務調査を中心として」「業務の確立をめざして一主としてOA革命を中心として」の二分科会に分けてのシンポジウムを行なった。

総会は、準会員制度の導入をはかり、又赤字財政から脱却を果たした坂田前会長から、情熱と行動力溢れる吉田友彦新会長へとパトタッチされた。

最近の税理士業界をとりまく環境は厳しく、税理士制度の根幹をゆさぶる申告納税制度見直し論、行政側の良い税理士、悪い税理士の区分、マスコミの無批判記事、又新税理士法の助言義務規定が始動しそうな雲行きと、まことにもって悪くなる要因が多くなるばかりですが、東京青税はそれと闘い、そして吉田新会長の下で、制度、研究、厚生を三本柱として、いずれくるであろう税理法改正にむかって研鑽し、組織の拡充をはかっていく計画であります。

### 神奈川青年税理士クラブ

広報部長 八 城 一 夫

神奈川青年税理士クラブ第12回定期総会が、去る6月19日にリッチ横浜会館で開催され、松本治郎第8代代表幹事のほか7名の各部長など新執行部が決定しました。

本年度の執行部は若き溢れる生きの良いメンバーで、「申告納税制度の見直し論」、「税務行政上の適正手続き」などの問題に取り組んでおります。

また、7月25日の全国青税連第15回定期代議員総会において、当クラブの稲葉恭治会員が会長に選任されたこと、秋には他の単位青税との共催による研究・親睦会を計画中であることなど、「神奈川青税」としての縦と横の活動を積極的に展開しつつあります。

なお、今後の行事としては研究部、制度部が行う月例研究会及び研究旅行、厚生部が行うゴルフコンペ、ソフトボール大会、忘年会等の親睦会及び組織部が行う税理士試験合格者祝賀会などが予定されています。

### 刈谷西尾青年税理士クラブ

神 谷 國 紘

われわれの刈谷・西尾青年税理士クラブは会員20余名の小世帯ですが、全員参加のもとに、昨年は蒲郡ひがきホテルにて全国青年税理士連盟秋季シンポジウムを開催することができました。これは当クラブにとって最大の事業計画でした。

当クラブは概略毎年同様な活動を行なうものですが、その概要をもって単位会報告とさせていただきます。

#### 56年度事業報告書

##### 1. 総会に関する事項

①定期総会 事業報告並決算報告、役員改選、新年度事業計画

##### 2. 親睦に関する事項

①忘年会 岐阜 華陽ホテル

##### 3. 研修に関する事項

①全国青年税理士連盟代議員総会 東京サンシャインホテル

②法人税研修会 法人税法第132条の本質

③全国青年税理士連盟秋季シンポジウム 蒲郡ひがきホテル

4. 会員懇談会 5回

5. 役員会 5回

6. その他 名青税総会、名青税忘年会、研究部会、他

57年度についても同様な活動を行なってゆくつもりです。全青税神戸大会には20余名(家族含む)参加しました。今年は特に会員懇親会を多くもち、自由に話し合いたいと思います。また、忘年会、観劇等を予定しています。

### 名古屋青年税理士連盟

—名青税15周年記念事業盛大に挙行—

加 藤 義 幸

名青税15周年記念事業が盛大に挙行された。

名古屋青年税理士連盟、結成(昭和42年2月)15周年目を迎え多彩な行事が行なわれました。

#### ●ゴルフコンペ

4月20日 於東名古屋カントリークラブ

優勝(個人の部) 森 正則(西)

G82 H12 N70

(支部対抗) 昭和支部 N231.8

●麻雀大会

5月8日 於センチューリクラブ  
 優勝(個人の部) 山崎康行(西) 46,000点  
 (支部対抗) 西支部 72,900点

●記念式典 於、第二富士ホテル

(記念講演) 和田八東教授(立教大学)

テーマ「日本の財政の現状と税制」

(功労者表彰、大会表彰)

大西孝之(元会長)、佐野 裕(同)、  
 嶋 宏(前会長)の3氏に表彰状及び記念  
 品の贈呈が行なわれた。

(懇親パーティー)

名古屋税理士会役員、歴代名青税会長、全青  
 税会長、渡辺矩行氏、大青税会長、亀田誠二  
 氏を迎え、会員100名参加による懇親パーテ  
 ーが行なわれました。

☆会員家族親睦海水浴☆

さる8月7日(土)～8日(日)に名青税恒例の会員、  
 家族親睦海水浴が、知多半島の先端、山海海水浴  
 場で(会員家族60名が参加)実施されました。

当日は、宝さがし、スイカ割、夜は、花火大会  
 と、参加。チビッコは大喜びであった。

岐阜県青年税理士連盟

落 合 高 興

4月23日、長良川河畔の長良川ハイツで一泊し、  
 56年度をふりかえって、新役員の決定、及び「医  
 師税制」の研修(講師、羽田野晴雄会員)を行う。

新役員は次の通りです。位田守也、落合高興、  
 永田文康、本田正勝、美濃島詔一の各氏です。

5月7日役員会、7月25日26日の全青税神戸大  
 会の出席を各会員に電話で要請する、又年間の行  
 事を決定し全会員に郵送する。

6月7日午後6時より例会をかねて「取引相場  
 のない株式の評価」について講師花村孝行会員で  
 研修会を行う、例題とそれに基づく記入の仕方が  
 中心で非常に解りやすく好評であった。

7月20日、神戸大会出席者に集まってもらい打  
 合わせをする。

7月26日全青税神戸大会に出席、会員は位田、  
 落合、美濃島、本田の4名、家族は位田、美濃島  
 氏の奥さん子供さんと5名、合計9名出席する。

8月23日の例会は全神戸大会の報告予定。

岡山県青年税理士クラブ

一目的達成に向けて一

代表幹事 岸 本 俊 男

岡山青税発足以来6年目を迎え、発足当初10数  
 名であった会員も今や42名(内女性会員2名、い  
 ずれも美人)と、全国の単位会でも5指に入らな  
 程の発展ぶりであります。

当規約第2条(目的)に「親睦と研さんを図り  
 つつ」とあり、親睦面においては、原則として、  
 毎月例会を開催し、早朝2時の午前様もしばしば  
 先日の神戸大会では、4時まで親睦を深めた実績  
 を有し、他の青税の追随を許さぬ(?)程の結束力  
 を有しております。

研さん面においては、年4回程度の研究発表を  
 行なっておりましたが、今回の神戸大会で、一分  
 科会を担当する機会を得、この準備に多大の時間  
 と労力を費やした事も事実ですがより一層の結束  
 が図られた事は非常に成功であったと考えており  
 ます。これを契機に、今後も研さんに努力を傾け  
 全会員が研究部のメンバーにの体制を採りつつ  
 研究部の充実に努力しております。

又この9月4日には、全青税理事会が当岡山の  
 地において開催される運びとなりましたことは、  
 当青税結束の機会を得ると共に、広島青税誕生の  
 好機になるものと確信致します。

諸先輩方が、心血注いで結成した当青税の灯を  
 消すことなく、組織拡大と親睦と研さんを図りつ  
 つ青税の目的達成のために益々発展するようがんば  
 るつもりであります。

鹿児島青年税理士クラブ

一研修と親睦の下、年間事業計画決まる!!一

会長 森 征 一 郎

中央に勝るとも劣らない伝統と実績を自負する  
 我が鹿児島青年税理士クラブの新執行部に、森東  
 昭二、榎本貞武、田中勝男、山下志津子の5名が  
 選任されました。新役員の青税に対する燃えるよ  
 うな意気込みは、我が火の山桜島にも敗けること  
 はないと確信しています。

当青税の目標である「研修」と「親睦」の下に  
 決定した「例会」の主なテーマをお知らせします  
 と、7月の「中小企業者の求める税理士像」(講師  
 はOBの藤俊信快先生)は会員からもすばらしい  
 講演だったとして喜ばれました。8月は先の神  
 戸大会の向こうを張って「錦江湾に若さとロマン

を語ろう」と納涼観光船で暑気払いを行います。9月は署の幹部を招き「署から見た所得税、法人税の否認事項」を、10月「建設業の許可他」11月「償却資産税」、12月は一泊で忘年会「青年期から

注意しなければならない病気」、1月は新年会で「日常生活における法律」等6月の総会まで毎月、興味ある研修と楽しい親睦会が続きます。

全国の皆様、今年もよろしくお祈りします。

## 会員のひろば(投稿欄)

### 青税と政治活動

東京青税 福重利夫

#### 1. 今までの現象

神戸大会に絡み、「反核」についての議論が全青税でなされた。その経緯は第58号に掲載された西川会員の投稿にも書いてあるが、またもやこの投稿記事が問題とされた。過去においては、日税連の枠をこえた運動や一般消費税反対運動の是非が大いに議論されたことがあった。

今でも、「青税は税理士会の青年部でよい」とする向きもあるが、税理士法改正運動に真剣に取り組んだ会員の中には問題にする人さえいない。一般消費税反対運動も国民レベルに達した今は当然視されているのが現状である。

しかし、一般的にいつて青税の空気は、現況革新に燃える青年の気概を持つ面と、「アカ」と呼ばれることへの恐れが同居している。「アカ」は青税のアキレス腱となっていて、この一言でたちまち萎縮してしまう情けない状況といえる。

#### 2. 「日税連の枠内では」危険

ご承知のとおり、税理士会には自主権がない。国税当局(大蔵大臣とあるが)は、税理士会・日税連の総会決議取消や役員解任権を持っている。そして、会員は会の監督を受ける立場にある。

会員の意思が会の運営に反映されるよりも、肝心な時には国税当局の意のままに運営される事は税理士法改正運動の経過と結果をみれば歴然としている。

「日税連の枠内で」ということは、「国税当局の許す枠内で活動せよ」ということになる。自主権獲得を目標とする青税にとっては自己否定といえるし、「当局の下請に甘んじよ」ということになる。

#### 3. 政治とは何か

先の「反核」は、政治的であるからできないという理由であった。いったい政治とは何か、また政治活動をしてはならないのか。

宗教は精神の救済を、政治は肉体の救済を目的としていると考えられる、しかし、人間の弱さというか、これらを職業とする者が現れ、宗教も政治も墜落しつつある。念仏や法律は商品化し、教義や思想は商品の能書となり、宗派や政党名は商号化している面がある。このような状態下でのイデオロギー云々は、自己の利益を図る為の発言が多い。コマーシャルか中傷と思えばよい。

政治すなわち国政は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存(憲法前文)」することの達成を目的とする。その国政は、正当に選挙された代表者を通じて国民が行う。

#### 4. 青税の政治活動の限界

私達は、税理士である以前に国民である。国民は主権者として国政に参加する義務がありこれを放棄することは許されない。憲法に規定してある目的達成の為に不断の努力を要する。

国民は、何らかの形で行政機関の規制を受ける。しかし、その事が行政機関に屈服しなければならぬことには繋がらない。行政機関は、国民のロボットに他ならぬ訳で、国民はこのロボットを監視する義務を負っている。税理士は「税理士を職業としている国民」として、その専門を生かして税務行政を厳しく監視することも大事な社会的使命である。

この監視の結果、「地位利用による不当再就職(俗称“天下り”)」反対運動のように、反行政活動をしなければならぬこともある。しかし、このような反対活動は、協力活動でもある。庇護に父親的態度を問わずに庇う母親的のものがある。親心を知らぬものは恨むだろうが、決して負けてはならない。賢い者であればある程ありとあらゆる手段を講じて抵抗するだろうが。

法的に取り込まれている税理士会は、行政に抵抗できる状態でない。そこに任意団体たる青年税理士連盟やクラブの存在意義がある。1人で頑張っても踏み潰されるだけだ。有志が結集してこそ効果がある。他人の為ではない、自分のためだ。

## 教科書問題に想う

神奈川青税 岩 淵 守

何年前の国政選挙に際して、ある新聞が「浮気を勧める」記事を掲載していたことがあります。何年も同一政党を支持している人達に対し、「主義主張に若干の相違のある他の政党に浮気をしてみませんか、そうすれば政治に新しい展開が期待できるのではないですか」という趣旨であったと記憶しています。その後、保革伯仲の政治状況の中で特別減税が実施されましたが、これは政府予算案を通す為の妥協の産物で、浮気をした結果の効用の一つであるとも言えましょう。

ところで、わが国は第二次世界大戦後「平和主義、国民主権、基本的人権の尊重」を基調とした憲法の下に再出発をしたわけであります。日本国憲法の制定過程については、いろいろ議論もあってアメリカによる押付け憲法という見方もありますが、日本政府の原案を日本の議会において、一部修正しながら可決されたというまぎれもない事実は、大きな意味を持っているのであります。わが国政府と議会によって憲法を改めたということは、旧憲法に問題点があったということと政府と国民多数が認めたということであり、新憲法の前文や第9条（戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認）の規定は、明らかにわが国が引き起こした侵略戦争の反省から生まれたものであります。

しかし保守政権は、警察予備隊、保安隊そして自衛隊と軍事力の拡充強化に努め、憲法第9条の空洞化を進め、更に最近では自民党の安定多数を背景として、憲法の「平和主義を改め、基本的人権の制限、義務規定の強化」等の改正作業を進めており、かつて犯した誤りを忘れ、いつかきた道（軍国主義の道）を再び歩もうとしていると指摘される所以であります。

最近になって、大きな外交問題に発展した教科書検定問題も、実は「靖国神社国家護持」や政府高官の「靖国神社参拝問題」そして「防衛費の聖域化」等に見られる政治の右傾化の中で、自民党などにより執拗に繰り返された「教科書偏向批判」に文部省が応えるという形での検定強化による歴史教科書の改定が、わが国の侵略戦争を正当化しようとしている点にあるのであって、中国を初め

として、朝鮮、東南アジア諸国から「歴史を改ざんするもの」として非難、記述の訂正要求をされ、軍国主義復活と警戒されるのも、侵略戦争の被害者として十分理由のあることであります。

訂正要求をしているのは外国だけでなく、沖縄県と沖縄県議会は「旧日本軍による沖縄住民虐殺の事実」を正しく記述するよう、また北海道ウタリ協会も「先住民族(アイヌ)の権利を奪い、強制同化政策をとってきた事実を、不当に歪められた」と抗議し記述の訂正を、それぞれ文部省に要求しておりますが、国民からの声は一切無視しつつ他国の抗議には対応の道を探るといふ政府の姿勢をわれわれは見逃してはならない。国を守る愛国心を持ってと一方で言いながら、他方で国民の生命財産を奪った歴史的事実を国民の目から隠蔽し、言いくるめようとしているという、自己矛盾を明らかにしているからであります。

この様に、わが国が敗戦によって獲得した歴史的教訓は、政治の世界では生かさず、学校教育においても同様の状況になりつつあった。教科書問題は、わが国の歴史教科書の記述訂正を求めるといふ形を探りながら、実は歴史上消し得ない過去の非道についての反省を求め、正しい歴史観に立たずして相互に信頼の置ける関係が樹立できないことを、外から教えられたのであります。

教科書問題でみられる政府の姿勢は、財税制においても言えます。大幅な歳入欠陥を生じさせながらその責任を感じることもなく、財政再建と称して福祉は切捨てるが防衛費は拡充し、申告納税制度の見直しから大型間接税の導入への環境整備などがそれであります。この様な極めて難しい時期に、われわれは国民として、また税理士としてどういう立場に立ってどの様に対処すれば良いのでしょうか。

今は戦後ではなく戦前である、と言う人もいます。少なくとも歴史に今一度学びながら新しい道を捜がし、政治の面では人に浮気を勧め、絶えず小さくとも発言を続けようと思う昨今であります。

全青事務局移転のお知らせ

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

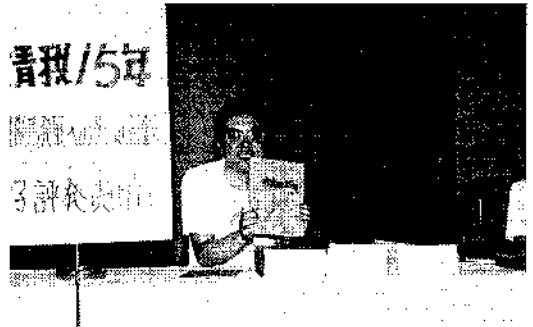
代々木リビン303号

へ10月2日移転します。

# 神戸大会スナップ集



総会前の念入り(?)な打合わせ



さあ、さああいよ、大青税15周年誌



理事会で真剣な討論



総会は無事承認可決



なにがはいているかな



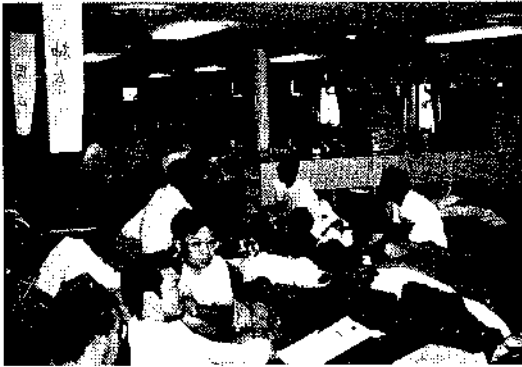
分科会の発表を熱心にきく会員



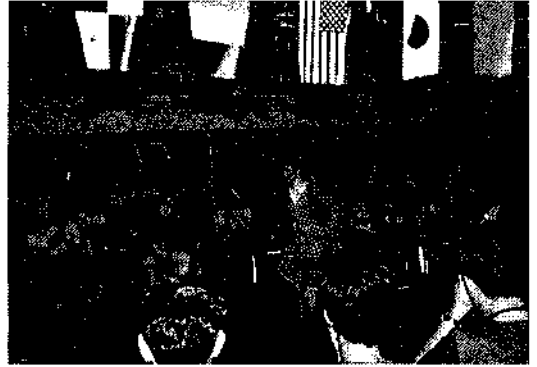
花より団子



スロー・スロー・クイック・クイック



若 さ !!



熱心に鑑賞???



講演会に参加する会員



ビンゴ!



真剣な稲葉会長の顔



来年、名古屋であいましょう!

### 編 集 後 記

○59号をお届けします。

○諸般の事情により参加できなかった会員の方はこの広報で少しでも神戸大会の雰囲気を感じていただけたでしょうか。

○神戸大会では研究部の御尽力で盛りだくさんの分科会がもうけられ、会員も各分科会に参加して熱心に研修を行ないました。

○「主張」は、例年のごとく会長あいさつをもっ

てかえさせていただきます。

○59号より明確に「会員のひろば(投稿欄)」を設けました。みなさんの投稿をお待ちします。

○小沢全青税副会長の「あるべき申告納税制度の姿をもとめて」は、今後我々が運動を進める上での一つの指針を示していると思われま

す。○編集権は広報部にありますが、会員各位の参加によって、全青税の広報は成り立っています。会員のみなさんの御批判または建設的な意見を広報部までお寄せ下さい。